

第七十二回国会 農林水産委員会 議 録 第十四号

昭和四十九年二月二十七日(水曜日)

午前十時三十四分開議

出席委員

委員長 飯谷 忠男君

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

建設省河川局河 飯塚 敏夫君
川計画課長
農林水産委員会 尾崎 毅君
調査室長

委員の異動

二月二十七日

辞任

島田 安夫君

林 孝矩君

栗山 ひで君

同日

辞任

高橋 千寿君

岡本 富夫君

補欠選任

高橋 千寿君

岡本 富夫君

西村 直己君

同日

補欠選任

島田 安夫君

林 孝矩君

二月二十六日

農地の転用許可取消に関する請願(坪川信三君
紹介)(第二三六四号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

森林法及び森林組合併助成法の一部を改正す
る法律案(内閣提出、第七十一回国会閣法第一一
九号)

農用地開発公団法案(内閣提出第四八号)

○飯谷委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、森林法及び森林組合併助成法の一
部を改正する法律案を議題とし、審査を進めま
す。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。角屋堅次郎君。

○角屋委員 森林法の一部改正の議論が、本委員
会におきまして、同僚議員によつてすいぶん緻密

な点まで議論が展開されて今日に至つておるわけ
でございます。同時に、この森林法は昨年の国会
からの継続でもございまして、今日まで所要の現
地調査等も行なわれて、真摯な議論がなされてま
いりました。したがって、私は、別の委員会であり
ます公害対策並びに環境保全特別委員会の委員長
を仰せつかるといふふうな立場もございまして、
きょうは特に森林法と関連をして質問したいので
すが、いわゆる森林の公益的機能あるいは経済的
機能、さらにはこれからの経済の発展との見合い
において、水資源問題というふうな問題が非常に
重要な緊急の課題だといふふうな問題が非常に
ございまして、そういう点については、特に戦後の
経済の高度成長の中では、森林についても経済的
機能というものが先行いたしましたけれども、最近
の自然環境を尊重する、さらにまた環境破壊に対
してはきびしい国民の指弾が浴びせられるという
ふうな点等も出てまいりまして、森林法の今回の
改正等を通じてでも、森林の持つ公益的機能とい
う点をやはりもっと整備強化していこうという改
正が提示されておると受けとめておるわけでござ
います。

と申すわけでございます。

○倉石國務大臣 森林資源の整備につきますて
は、お話しのごいしましたように、森林は多面的
な機能を持っております。かつ、その造成には、
超長期と長期を必要とすることなどにかんがみま
して、森林計画制度の適正な運用によりまして合
理的な森林政策の推進につとめましますとともに、特
に、公益的機能の発揮が強く要請されます森林に
つきましては、保安林に指定する等の方策を講じ
てまいっておりますことは御承知のとおりでありま
すが、さらに、また、最近、森林、林業をめぐる諸
情勢の変化に対応いたしまして、昨年の二月、森
林林業政策の長期指針といたしまして、森林の公
益的機能の拡充をはかることを旨といたしまし
て、森林資源に関する基本計画を改定いたしました次
第でございます。

今後の森林林業政策の推進にあたりましては、
この計画の趣旨に即しまして、現在御審議をいた
だいております森林法の一部改正案に基づきまし
て、森林計画制度の改善、林地の開発許可制度の
導入をはかること等によりまして、国土の保全、
水資源の涵養等の公益的機能の維持増進につつま
して格段の努力を傾けてまいらるつもりでございま
す。

○角屋委員 建設省の出席を要請しておたわけ
ですが、まだ参つていないようでありますけれど
も、これは総合官庁として、経済企画庁等と関連
してお答えが願えればそれでけっこうでございます
ますが、本委員会でも議論されておる中で、林野
庁で行なつた「森林の公益的機能計量化調査(み
どりの効用調査)」というふうな点の各項目につ
いても、森林の公益的機能の立場からいろいろ議
論がなされてまいりました。水資源の涵養である
とか、土砂崩壊防止の問題であるとか、保健休養、野生
鳥獣保護、酸素供給・大気浄化、騒音防止、とい

うふうな各機能について、一定の仮説に基づいてこれが計量、評価をすれば、総額として年間十二兆八千二百億円。この金額そのものが、それが正当であるかどうかというこの議論は別として、とにかく、林野庁においても、森林の公益的機能とすることは客観的に見直すという努力をされていることはけっこうなことだと思いますが、同時に、最近林野庁において、さらに「森林の機能の調整に関するアンケート調査」をやられて、その報告書の取りまとめがなされておられるわけであり、これは二十歳以上の成年以上の者に対して、これを母集団として二千五百の標本を選定してアンケート調査をやられた取りまとめがあるわけですが、これあたりを見てもいいと思いますが、大体七項目ばかりの点についていろいろアンケート調査をやっておるようですけれども、たとえば「生活環境と森林」というような点では、答える側では、自然のままの森や林が将来ともあることが望ましいとか、あるいは、それに次いで、公園、スポーツのできるような広場がほしいとか、あるいは、「森林の現状について」では、森林が転用され過ぎていてというふうな答えが過半数に達しておる。また、「木材利用について」では、代替品の占める比重が最近とみに高くなってきておるというようなことが、生活の実態に基づいてアンケートの答えとして出てまいっておりますし、さらに、また、「自然保護と森林について」というような問題については、森林を保護するためにどのような方法をとるかということについては、国、公有化によって責任をもつて管理すべきであるという答えが四〇％、一般の者の自覚と自願にまつというものが二八％、伐採、利用開発を制限して、その損失は国、県が補償すべきであるという考え方のものが二六％というふうに、自然保護と森林の問題についても、私どもが判断しておるような答えが出てまいっております。

さらに、また、「森林とレクリエーション」の問題については、最近国立公園や国定公園の利用者が増加してきておるが、ところが、一般林地へ

の入り込みがふえてまいりまして、場所によっては盗伐や山火事等の発生が出てまいりており、観光資本の無秩序な開発に対する批判が強まっております。秩序ある森林の管理について、もっと積極的に取り組まなければならぬ。レクリエーションの立場から見れば、いろいろな休養施設あるいは案内施設、衛生施設、安全施設等が不足をしておる。そこで、そういう面をもっと整備をしておきたいというふうな、森林とレクリエーションの項目についてのアンケートの結果が出てきております。

さらに重要な点では、いま問題にしている森林の公益的機能ですが、「森林の公益的機能の確保と経費負担について」で、その経費をどう負担をするかという点では、国の経費でまかなうべきであるというのが五八％、受益者の負担というのが一三％、森林所有者、森林を営む者の負担にすべきだというのが一三％というふうなことで、森林の公益的機能を果たすという場合における国の責任というものを強く望んでおることが出てまいっております。

さらに「森林と国民生活」という点で、山の国土保全的機能、あるいは環境保全機能、あるいは水源涵養機能、あるいは木材生産機能というふうな、いずれにウエイトをとって国民は全般的として見ておるかという点については、災害から人命、家屋を守るというのが四〇・五％、木材をつくるという、いわゆる木材生産機能が三二％、水をたくわえたりあるいは自然環境をきれいにするというふうな、環境保全機能が二九・五％。数年来の集中豪雨による災害等の各地の問題等もありまして、やはり、国土保全機能というもののについて、森林に対する国民生活サイドの問題が相当出たりしております。

そういうふうな結果等も踏まえて考えてまいりますと、森林の持つ公益的機能というものは、今後、口先だけではなしに、真剣に政府としても取り組んでまいらなければならぬ命題であるということとは明らかであります。

建設省がお見えになったようでありますから、建設省にお伺いをいたしたいのであります。建設省では、広域利水調査ということについて、昭和四十六年の四月に第一次の報告書を取りまとめられ、さらに、昭和四十八年の八月に第二次の広域利水調査の報告を取りまとめられて、対外的に発表されているわけでありまして、これは非常に重要な判断の素材を提起しておる内容だと私は思っております。それけれども、「日本の水資源」、「日本水資源開発」、「昭和六〇年における水需給」さらに、「ブロック別水需給」の予測というふうな取りまとめになっておるわけでありまして、水資源の問題について、この建設省の調査からという点の問題指摘ができるかという点を、この際簡単に御説明をお願いしたいと思います。

○飯塚説明員 お答え申し上げます。

ただいま先生御説明のとおり、昭和六十年に於ける水の需要と供給の関係を調査したものでございまして、この前提をいたしまして、建設省では、一昨年の暮に、建設省の中で、「国土建設の長期構想」というものを考えております。それを前提といたしまして、全国各地の水需の需要を計算いたしました。それから供給面につきましては、現在、私どもが、洪水調節のダムを含めまして多目的ダムを建設しておりますが、それらのダムの実施状況等を踏まえまして、現実的に昭和六十年までに資金的な手当てできれば実施可能なダムを選定いたしました。そのダムによる要求に對しまして四百六十億トン供給するということのような立場で、この調査報告書は需要と供給の関係を明らかにしております。その結果、全国のうち首都圏、それから京阪神の近畿圏、そのほか全国八地域にわたりまして、十分に供給ができていない、いわゆる需要に對して供給が不足するという地域が八地域出ております。私どもは、これらの問題につきましても、十分事業の執行その他を考へまして、水の合理的利用等の問題も考へまして、今後善処をするように対処してまいりたいと

考えております。

○角屋委員

いま建設省からお答えがありましたように、昭和六十年において水需要がどういう状態に各地域別になるかという点で、いわき・耶山地区、南関東地域、京阪神地域、備後地域、高松地域、東予地域、松山地域、北部九州地域の八つの地域では、昭和六十年の段階では水需要が逼迫をする。しかも、南関東の場合では二十億立方メートル程度、京阪神では十二億立方メートル程度、あるいは、北部九州では五億立方メートル程度で、これら八地域で、お答えのありましたように年間四十二億トンという水不足がとにかく予想されるという結果が出ておるわけで、経済企画庁が、水資源開発促進法に基づいて、利根川、木曾川、淀川、吉野川、筑後川の五大水系について、水資源開発水系の指定、あるいはそれに伴います閣議による水資源開発基本計画の策定、それに基づきます計画の推進という、中心官庁としての推進をやっておられるわけでありまして、経済企画庁には水資源局というものがかつてありまして、水問題では総合的に一つの局として取りまとめをやっておたわけでありまして、経済企画庁としては、水資源問題という問題についてどういう取り組みをやったのか、あるいは、現在どういう取り組みをやったのか、あるいは、建設省のいまの各地帯的な水不足問題の予測というものと関連をして、水資源開発促進法等の問題もからみ、たとえば関東地域について言えば、どういう取り組みが今後されていくかとしておるのか、こういう点について、経済企画庁からお答えを願いたいと思ひます。

○平説説明員 お答え申し上げます。

先生のお尋ねの、ただいまの建設省の御説明の広域利水、これは非常にすぐれた調査でございますが、私どものほうにおきまして、水問題というものは経済企画庁の国土の利用に表裏一体の問題でございますので、従来からこれに取り組んでおるところでございますが、御承知のとおり、水

資源と申しますのは、単に水の量だけではなく、水質の悪い水は水資源とは申せないということでございますが、今日、水質の問題は、主として環境庁がこれに当たられており、水の造出、利用、これは各省庁に相またがっておりまして、水資源に關します政策というものの調整は非常に多くの問題を伴つておるわけでございます。

私も、御案内のとおり、現在これを点検中でございます。新全国総合開発計画におきましても、水資源の開発問題というものは非常に重要問題でございまして、特に、これは、全体の需給という点だけでこの水資源の需給を取り上げまして、先ほど建設省からお話しがございましたように、水問題は非常に即地性のある問題でございますから、個別、具体的な地域の問題としてこれを取り上げていかざるを得ない。特に、お話しがございました八地域、中でも京浜、東海、京阪神という三大都市圏の水問題につきましては、他の北九州あるいは吉野川流域というものと相あわせまして、これを五大水系として指定をし、水資源の開発につとめておるわけでございます。

直接的に現在企画庁が掌理いたしておりますのは、この水資源開発促進法に基づきます事業の推進でございますが、お話しがございました首都圏、特に南関東でございますが、南関東につきましては、先ほど建設省からお話しがございましたように、将来水不足が明確に予想されている地域で、非常に重要な地域でございます。これも先生御案内のとおりでございますが、昨年、この新全国総合開発計画の点検作業の一環といたしまして、巨大都市圏の点検をいたしました。これによつて南関東、つまり東京を中心いたしました一都三県の水問題を取り上げますと、これは想定がいろいろ区々になつてまいりますが、現在までのような南関東に対する人口の集中の趨勢というものに継続するということに相なりますと、昭和六十年におきましては実に四十二億トンという水が不足してくるというふうになる、人口増加の趨勢が鈍化するということでございます。

やはり二十二億トン程度の水の不足というものが予想される、人口の分散ということを積極的に推進するということを考えまして、ようやくこの水の需給が相均衡する、こういう状態が予想されておるわけでございます。

私も、この地域の水の需給につきましては、御指摘にありましたとおり、水資源開発促進法に基づきます利根川の基本計画を中心といたしまして、この水の需給というもののバランスの確保につとめておるわけでございますが、現行計画は四十五年以内決定を見たものでございまして、四十五年から五十年までの間に新規の需増が毎秒約百三十トン、これに対応した供給を実現するというところで施設の設置を進めてまいっておりますが、今日まで施設の設置で目安がついておりますものが九十トン、本年度の予算等で措置させていたただいておりますものが八トンほどございますので、この一部変更が年度内に完了いたしますと、さらに八トン追加いたしますもの、さらに予想される需要に對しては不足を来たすことは明白でございます。それで、この利根川の基本計画につきましては、目標年度も五十年度でございます。今回はとりあえず緊急に実施可能なものというものに着手をいたしまして、五十年度は目標年度が迫っておりますが、あるいは五十五年、六十年度という長期の目標年度を置きまして、このフルプランの改定をいたしていきたい。

この際、先生にあえてこんなことを申し上げることも釈迦に説法かと存じますが、首都圏につきましましては水源が非常に苦しいということは、率直に申し上げまして実態でございます。単に利根川水系にのみたよることなく、周辺の関連水系というものの開発利用というものも相あわせまして、同時に、また、その水利用の合理化も徹底的に進めるという方向で、この水需給の均衡の確保というもののにつとめてまいりたいと考えております。

○角屋委員 経企庁としての水の総合的な把握という点では、私が承知しておるところでは、昭和

四十八年、四十九年の両年で全国水需要量調査というのをいま調査中で、五十年には取りまとめるというふうな承知しておるわけですが、それは別といたしまして、先ほど来出ておりますように、全国の八地域においては、昭和六十年で相当水需要が逼迫する可能性を持っております。そこで、林野庁の長官にお伺いしたいのですが、森林の持つ公益的機能というのは、これは全国的な問題でございまして、同時に、そういった公益的機能を發揮していくという立場から、特に下流域の産業経済、国民生活というものと結びついておる地帯的な地点で、いま言ったような地域では現に不足の状態が出てきておるということは言えまじ、将来、いまの趨勢から言えれば逼迫する危険性を持っております。こういう見合いでのいわゆる森林の公益的機能の立場からの対応というものを、これは全く無関係に考えておるのか、あるいは、そういうものは総合的な立場から十分タイアップをして考えていくという立場でこれらの地域には対応しておるのか、それらの点について、林野庁長官から御答弁をお伺いしたいと思います。

○福田(公)政府委員 いまお話しがございました地域はもちろんでございますけれども、全国的な立場から見まして、森林資源の維持、造成については、先ほど大臣から御答弁いたしましたように、一つの基本計画がございまして、その基本計画に基づきまして、民有林におきましては地域森林計画、国有林におきましては地域森林計画というものを樹立いたしまして、それぞれの具体的な地域における施策方針を確立しておるところでございます。

この中におきまして、水問題につきましては、保安林制度の中に水源涵養保安林というのがございまして、この水源涵養保安林を指定いたしました。この伐採方法その他造林の方法等につきましては、この保安林の制度というのは森林法の中にもございまして、もう一つ保安林整備臨時措置法というのがございまして、この中で、この保安

林だけについての整備計画をつくらなければならぬということになっておりますし、また、その法律の中では、この保安林の買い上げの制度もあるわけでございます。たまたまこれが昭和四十九年の四月で期限が切れますので、これを延長する法律の検討もまたお願いしておるところでございます。そういうふうなことをいまして、この水の問題につきましましては、現在、水源涵養保安林は、保安林全体六百九十万町歩の中ほとんど八割近くが水源涵養保安林でございます。しかし、これではまだ足りませんので、いま申し上げました法律を延長いたしまして、さらにこの水源涵養保安林を拡大してまいりたいということを、関係省庁とも連絡しながら決定していきたい、かように考えておるところでございます。

〔委員長退席、山崎(平)委員長代理着席〕

○角屋委員 環境庁が殆どをいたしまして、最近の国民的な世論にタイアップをして環境保全という問題に真剣に取り組むべき立場にあるわけでありまして、森林法との見合いで考えられてまいりますと、当然、自然公園法というものがやはり関連してくる。さらに、一昨年法律が通りました自然環境保全法というものがこれに関連してくる。そこで、自然公園法の場合においては、御承知の国立公園あるいは国定公園、都道府県立自然公園というものが、それぞれ環境庁長官あるいは都道府県知事によつて指定されていくわけでありまして、これも、これにはまた特別地域というものがあつたりして、全国森林計画あるいは地域森林計画との関連を持ってくるわけでありまして、さらに、環境庁にお伺いしますと、自然環境保全法に基づきます原生自然環境保全地域あるいは自然環境保全地域があり、この中でも特別地区があり、海中特別地区があり、普通地区があり、そういうことで、それぞれ地区的に分かれておるわけでありまして、けれども、しかも、これについては、それぞれ環境庁長官の許可によつて指定されるものもあれば、あるいは都道府県知事から環境庁長官への届け出等

を通じてそれぞれの地域が指定をされていくものもあるということになる。これがまた、全国森林計画や地域森林計画あるいは国有林関係の施業計画を遂行していく場合に関連を持てまいるわけであります。

この際、環境庁のほうから、いわゆる環境保全の立場からの問題と同時に、いま言った自然公園法あるいは自然環境保全法というものの森林法との関連における見合い、さらにまた、特に自然環境保全法については、先ほど来申しておりますような原生自然環境保全地域あるいは自然環境保全地域というものがどういう段取りに今日なっているのかという点等も含めて、御答弁を願いたいと思います。

○江間政府委員 お答えいたします。

まず、先生が最後におっしゃいました自然環境保全地域の指定の進捗はどうなっているかということからお答えいたします。

原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域の指定につきましては、昨年十月に閣議決定をいたしました自然環境保全基本方針、これが指定をします前の前提として必要だったわけでございまして、それをつくりました。また、われわれ実務上の必要から、自然環境保全調査というものを実施いたしておりました。これもこの三月には完全に調査が終了することになっております。これらのことに基づきまして、数カ所の候補地を選定いたしまして、現在関係行政機関と協議を進めていくところでございまして、大体年度内ぐらいには数カ所の指定ができておると思っております。

また、都道府県におきましても、都道府県の自然環境保全条例というものの制定を大体終えておりました。このうちの一部の県につきましては、すでに都道府県自然環境保全地域の指定を行っております。その他の府県におきましても、目下指定の準備を進めているところでございます。

次に、先生お尋ねの森林法上の地域森林計画と、それから自然環境保全法に基づいて指定されます地域における森林の施業方針との関係でござ

います。自然環境保全法に基づきます自然環境保全地域等の指定に際しましては、その地域の森林施業の方法につきまして農林大臣と協議をしてきめることになっております。協議がととのいた段階で、もし必要があるならば地域森林計画の改定をやつていただくということになります。その両者の関係の調整がはかられるというふうになつては期待いたしております。

それから、第三点の御質問の森林法上による開発許可と自然公園法によります開発許可の関係はどうかという点でございまして、森林法で新たに規制を行なうこととしております「土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為」を自然公園法上の対象となる地域において行なおうとする場合には、自然公園法等による規制を当然受けることとなります。これは森林法による規制が、森林の有する災害防止やあるいは水源涵養等の機能から見まして、当該開発行為が森林の周辺の地域に悪影響を及ぼすおそれがないかどうかという観点から判断されるものとわれわれは思っております。

片方、自然公園法などによります規制は、開発行為が当該地域のすぐれた自然景観等の自然環境を破壊するおそれがないかどうかという観点から判断するものでございまして、それぞれの法律による規制の観点が異なるというふうになつては考えておりますので、両者相矛盾することなく施行されるというふうを考えております。

○角屋委員 いまの環境庁のほうの御答弁と関連して、林野庁の長官にお伺いしたいわけであります。今度の森林法の改正が通るといいますと、当然、従来の全国森林計画あるいは地域森林計画、国有林関係の施業計画等も含めて改定をやつていかなければならない。全国森林計画については、流域構想というふうなことで、七十ないし八十のあれに基づいて全国森林計画を立てる。そういうことでやつていくわけでありませうけれども、私の判断としては、自然環境保全法に基づくところの、先ほど来申しております原生自然環境保全

地域なりあるいは自然環境保全地域というものは段階的に指定されていくだろう。これが指定されてまいりますと、当然、全国森林計画や地域森林計画、あるいは国有林関係の地域施業計画というものにかかわり合いを持つてくる。そういうものについてはどういう対応のしかたをしていくのか、これは森林法を取り扱っている林野庁長官のサイドからお答えを願いたい。

○福田(省)政府委員 四十八年の三月に策定しました全国森林計画でございまして、ここでは、森林の多面的な機能を総合的かつ高度に発揮し得るよう、森林施業に関する基本的な事項を具体的に定めたものでございます。自然環境の保全についても、十分にその点につきましては配慮して計画しているところでございます。したがって、自然環境保全地域の指定がなされました場合に、そういう場合におきましても、特に著しい変更がない限り計画の変更の必要はないだろうというふうな考えをしております。

また、国有林におきまして下部計画であります地域森林計画、それから国有林におきまして地域施業計画は、全国森林計画に即して樹立されておることは先生御承知のとおりでございますが、すぐれた天然林等あるいは学術的な価値の高いといった森林につきましては、その学術的価値にかんがみまして、この計画を樹立する際に、その保全に十分配慮して施業をきめていくところではございます。しかし、自然環境保全地域の具体的指定がなされ、施業方法の変更を必要とするというふうな場合も出ると思われます。そういう場合には計画を変更してまいりたいというふうな考えております。

○角屋委員 先ほど来お尋ねをしております水源問題というものと、森林におけるところの水質源涵養の立場からの保安林問題というものは、重要な関連を持つわけでありませうが、長官からも御答弁がありましたように、この問題については、保安林整備臨時措置法が今年三月三十一日で期限切れになるのを、さらに十年延長する。過去二十

年、この法律に基づいて保安林の整備というものをやるといふことでやつてまいりました。同時に、保安林問題については、林野庁内でも、今後どうするかという部内検討が御承知のようになされておるわけでありませうけれども、その問題と関連をして、保安林が、ゴルフ場や、あるいは本委員会でも議論になりました基本的な問題であります軍事的な目的のために保安林解除の形式で使われるというふうな重大な問題が従来も本委員会でも出ておりましたけれども、その問題はすでに論議された問題でありますからさておきまして、保安林は一号、二号、三号に加えて、十一まで御承知のように保安林の法的な区分がなされておるわけでありませうけれども、私も覚として考えていることは、新しく市街地周辺の環境緑地というふうなものを保安林の中に入れて、快適な都市環境というものををつくるということに前向きに取り組んではどうかということ。私も外国等に参りますと、大都会といえども、ちょっと都会から出れば、非常に静かな環境の森林にすぐめぐりあふることができる。公園にめぐりあふることができる。昔は、関東も武蔵野があつたわけでありませうけれども、いまはそれもおもかげも見ることもできない。こういう状況に変わつてまいつておるわけでありませうが、たまたま私と内容的な問題では見解を異にする点があるにいたしまして、経済同友会がかつて「二一世紀グリーン・プラン」への構え、新しい森林政策確立への提言」という中で、保安林問題を取り上げまして、新しい保安林の区分として、都市環境林、水資源林、国土保全林、景観林、学術研究林という五つの区分についてはどうかという提言があり、同時に、「なかでも都市環境林は、わが国の都市化の進展に伴い、その設定・整備が急がれる。」というふうな問題指摘をしておるわけでありませう。そういう点で、都市といひ、農村といひ、山間部といひ、全体的な自然環境保全というところは考えなければならぬけれども、人口の集中しておるような都市あるいは市街地周辺というふうなところ

ろにおける緑の確保ということは非常に重要な問題だと思ふのです。したがって、そういう点で、従来の保安林の区分がそのままではいかどうかという問題もありますけれども、一応あれを前提にして考えるとするならば、新しく市街地周辺の環境緑地というものを取り上げてはどうかというふうな考え方を率直に持っておるわけでありまして、それらの点についてお答えを願ひたい。

○福田(省)政府委員 御指摘のように、都市周辺における緑化ということは非常に要望も強うございまして、今後拡充していかなければならぬ問題であるというふうに考えております。先ほど、保安林整備臨時措置法を延長いたしましたので、さらに保安林の整備を促進してまいりたいと申し上げたのでございまして、その中に、いまお話しのごさいます保安林といたしまして、緑化事業を行ないたいという場合には、保全林作業ということも三年ぐらゐ前から実施されております。また、今回四十九年度予算御審議の中の計画の中でも、都道府県が乱開発防止のためにそういった保全林のようなのを購入してこれを防ぎたいというふうな場合にはそれに助成をするという措置も考えて、それぞれ拡充をはかつてまいっておるところでございまして。

その、都市の緑化ということにつきましては、ただいま御指摘のありました二十五条の十一種類の保安林の中で、第十号に「公衆の保健」という項目があるわけでございまして、私たちは、一応、いま先生の御指摘のそういった問題をこの「公衆の保健」の中に入れてまして、それで、大都市であろうが、中小都市であろうが、農村であろうが、そういう地帯における緑化、つまり保健保安林というものを拡充していきたい、かように考えておるところでございまして。

○角屋委員 いま長官から御答弁がありました。が、この保健保安林を今後は保安林整備の中で重点的に考えていきたいというのは、本委員会の審

議の中でもかねて答弁のあったところですが、私は、都市地域における環境整備という面からこの保安林の区分を十一に分けておるのを整理統合してどうするかという問題ともからみ合せて、都市の緑の確保という点で明確にされることが望ましいというふうに率直に思ひます。

そこで、通産省からもお呼びしてありましたので、簡単にお聞きしておきたいのでありますが、御承知の、昨年の秋以来の石油問題ということにからみまして、わが国の電力エネルギーというものを経済の伸展と見合せてどう確保するか。これは水力があり、火力があり、原子力があるということ、資源エネルギー庁のそれぞれの担当セクションでは該当の課も設けられておるわけでありまして、最近の石油問題のこういった状況の中で、私の判断としては、水力発電を見直す、積極的に可能性のあるところについては、これはやはり取り上げていくという姿勢が出てきておるのじゃないかと思ひます。

そこで、お尋ねをしたいのは、わが国の包蔵水力の問題について、既開発のもの、工事中のもの、あるいは包蔵水力から見てもこれから開発の可能性を持つもの、そういう問題も含めて、しかも、総合的には、最近の情勢から水力、火力あるいは原子力等も含めた電力エネルギーの取り組みの姿勢というものについて、簡潔に御答弁を願ひたいと思ひます。

○杉山説明員 ただいまの電源開発基本計画の長期目標によりますと、四十八年から五十四年までの七年間に一億九千三千万キロワットの電源開発に着手することが予定されておまして、その結果、五十四年度末には、水力で二〇〇、火力で六三、原子力が一七というふうな設備が予定されておるわけでございまして、しかしながら、ただいま御指摘がございましたように、わが国の電源構成が石油に非常にウェイトが置かれておるということから、今回のアラブ諸国の石油供給の削減に伴ひまして、電力供給に非常に大きな影響を受けているというふうな状態でございまして、した

が、いまして、今後の電源開発にあたりましては、今回の経験にかんがみまして、石油火力の開発を従来どおりのテンポで進めるわけにはまいらないというところは明白でございまして、また、その反面、エネルギー源の多様化、国産エネルギーの開発等につきましてあらゆる施策を推進いたしまして電源構成の是正をはかる必要があるというふうな考えられます。

将来のこのような長期目標をどういうふうなウェイトで回転していくかということにつきましては、ただいま通産省の総合エネルギー調査会、電気事業審議会等におきまして検討を開始したところでございまして。

ただいま、具体的な将来の改定数字を計数で申し上げるわけにはいかないわけですが、ただ、おおよその方向を申し上げますと、火力発電につきましては、石炭資源の活用をはかるため、石炭火力の建設について積極的な再検討を行なう必要があるということ、それからさらに、地熱発電につきまして、これを積極的に国産エネルギー活用観点から推進していかなければならぬと考へます。また、量的には、原子力発電につきましても、安全性の確保に十分な配慮をしながら開発を進めなければならぬと考へております。特に、水力につきましては、国産エネルギーの大宗でございまして、これが活用につきましても、今後積極的に取り組まなければならぬわけでございます。電力のピーク需要の増大に対応いたしますためには、揚水発電の開発ということも必要でございまして、国産エネルギー、しかもクリーンエネルギーであるという点を考慮いたしまして、揚水以外の一般水力の開発につきましても積極的に取り組むたいというふうに考へておる次第でございまして。

○角屋委員 農林大臣に、私は、国務大臣としてお伺ひしておきたいのでありますが、先ほど来、森林の公益的機能、あるいは環境保全、水資源問題というふうなことで、それぞれ簡潔に関係各省にお伺ひをしてまいったわけでありまして、

も、その問題を取り上げるにあたって私がいま痛感するのは、水資源問題というのは、現在もそうであり、将来にわたって非常に重要な問題である。また、これが単に治水だけでなしに、利水的な面も含めて考へてまいりますと、これはまさに生活の基礎資源である。いわゆる各省庁の総合的な連絡と総合運営という面から見ると、建設省で調査計画があつて調査をする。経済企画庁で調査計画をまた持つて調査をする。あるいは、農林省では、林野庁を中心にして一定の計量化でもつて、公益的な問題についていろいろ検討する。それはそれなりにけっこうでありまして、これはもう動かしたがい。一定の前提条件を持つておるわけでありまして、そういう水資源の培養なり、あるいは水資源の開発なり、あるいは総合的な、そういうものの各省間における調整というものでなくとも、各省庁で緊密な連携のとれるような形の連絡会議なり何なりで、総合的に、ロスのないようになつていくということが基本的には必要じゃないかと思ひます。その点はいかがですか。

○倉石国務大臣 たいへん大事な問題だと存じますが、そこで、先ほど企画庁のほうからお答えいたしました。が、政府といたしましては、将来の人口の配置、それから工業の集中度等、そういうことを考へまして、水の問題につきましては、それぞれいまお話しのように、担当省において、自己の関係のあります問題について研究はいたしておりますが、その研究の間におきましては、関係省庁と常に連絡をとつてやっております。たとえば林野庁におきましても、十分企画庁の諸般の計画等とお打ち合わせの上で計画を立てておるわけでありまして、総合的なそういう対策を樹立することは必ず必要なことであると考へておまして、なお、各省庁の間に十分な連絡をとつて対処してまいりたいと思つております。

○角屋委員 具体的に森林法の一部改正の内容に入つて質疑を進めたいと思ひますが、今回の改正

るところでございます。

○角屋委員 いまの点、大臣からも少しお答えを願いたいわけですが、森林法の一部改正が昨年出てまいりました際にも、ゴルフ場その他乱開発が行なわれるからぜひこれを通して、歯どめを早くかけたいと、こういうことを言われたりしたわけではありますけれども、せっかくこれを議論して通す場合に、通したけれども十分な歯どめにならないということであつてはいけません、同時に、森林の持つ公益的機能や、あるいはまたそういうものが十分發揮されない形における他目的への転用というものである一定の歯どめをしなればならぬ、林政サイドからの要因というものがございまして、注文があれば、この三条件で支障がなければ全部よろしいというわけにはいかない。森林資源の培養、林業生産力の確保といったものはやはり明確に打ち出しておく必要があるのじゃないかというふうには私は強く思います。同時に、この開発許可の問題は、従来国有林については何ら問題がなかったのなりのことですけれども、従来、国有林も含めて増大の傾向がしばしば指摘されておつたところでありまして、基本的には、国有林、民有林も含めて、開発許可については一定の網をかぶせるという姿勢が必要ではないかというのが私の基本的な考え方でありまして、そういう問題について、大臣としての考えをちょっとお聞きしておきたいと思ひます。

○倉石国務大臣 森林の大切なことは、先ほど来お話しがございました。われわれもそういう考え方に立つてこの法律の一部改正を御審議願つておるわけでありまして、この目的を貫徹いたしますためには、やはり、法の運営によつていまだお話しのような点をきちんとしていく必要があると、そういうことを私どもとしても十分に考慮いたしておる次第であります。

○角屋委員 大臣としてはもう少し腹に力の入った御答弁が願えると思つただけけれども、これはいま理事会でいろいろ御相談中でありまして、私からはこの程度にいたしたいと思ひます。

そこで、これは林野庁の長官でけっこうでありますけれども、最近の林地の売買というのは相当

ひんぱんに行なわれておまして、森林の機能を十分發揮するために適正な管理というものが必要になつてきておると思ひます。したがつて、そのためには、林地の移動を事前に把握するという必要性から見て、森林の売買に當つて、事前に都道府県知事に届け出をさせるということを考へてはどうか。なぜなら、農協なりあるいは水産業協同組合なり、漁業協同組合と違ひまして、森林の所有者であれば森林組合の組合員になるという形になるわけでありまして、山の経営を真剣に考へるとか考へないとかいうよりも、金を持つておつて、売人があるれば、それを買えば森林組合の組合員になる資格を持つ。ところが、森林法上、そういうものについて把握をする手段というものをきちんとしておくことは、最近の林地の、森林の、売買の非常に行なわれておるような情勢から見ると必要である。これは届け出でありますから、われわれの主張しておるのは届け出であります。しかも、それは、金を持つておる者でも、林業を真剣にやろうと思ふ者でも、買えば直ちに森林所有者として森林組合員の資格を持つという、そういうことにもなるわけでありまして、森林法のたてまえからいけば、最近の情勢から見ると、知事でけっこうだと思ひますけれども、届け出をさせるというふうなことを本法の改正にあつて考へる必要があると思ひます。

また森林の売買というものは、最近の林業の複雑な条件あるいは山間部における困難な条件等から見て、森林所有者が山を売りたいというふうな場合には、金があればだれでも買いたいというふうな条件ではなしに、森林の公益的機能を發揮させるためにそこはやはり確保しておく必要がある、だれでもいかにいうわけにかねというふうな立場から、国または都道府県が先買い権を持つというふうなことにしても、前向きに政府自身も取り組むべきではないかということも考へておるわけでありまして、これらのわれわれの主張に対して

どう考えられるか、お答えを願ひたいと思ひます。

○平松政府委員 ただいま先生の御指摘の問題は確かに問題点でございまして、私どもいろいろ検討いたしておるわけでございますが、まず、最初の、届け出制をとるということにしたらどうかというお話しでございますが、確かに、最近山林の売買が数多くなつてきておることは事実でございますが、ただ、単に届け出をさせるということでございますと、民有林で申しましても千七百ヘクタールというふうなことでございまして、その千七百ヘクタールの売買をそのつど届けさせるということは事務的にも相当なものでないか、そういうような形の実施させるということについては、何らか法的にそのあとをトレースする措置があるということであつて初めてそれが生きてくるのではないかと、いま先生がおっしゃるような形で、先買いという形のものがあつてくつければ、その先買い制度の一環としてどう考へるか、ということになるかと思ひます。

それで、次の先買いの問題でございますけれども、国なり県なりが土地について先買いをするという制度というのは、林地だけについてそのことを実施する必要というものはあるのかどうかというふうなことで、土地制度全体の問題として、その中の一環として考へらるべき問題ではなからうか、林地だけが特別に先買いをするというふうな制度が必要であるかどうか、これは土地制度全般の問題として検討を要する問題ではなからうか、というふうな考へるわけでございます。

さらに、最近の森林法の改正で開発許可制をとるということになりますと、いままで相当開発目的のために入手しておつた山林につきましては開発が不能になるということから、そのために国にあるいは県に先買いを申し出てくるというふうなことになるかと、そのために国がしりぬぐいをするというふうな形にもなりかねないというふうな問題もございまして、前向きには検討いたし

たいと存じますが、種々問題を蔵しておるのではないかとこのように考へます。

○角屋委員 時間の制約もありますので、次にさらに質問を展開していく立場から、いまの答弁はきわめて不満でありますけれども、次に進みたいと思ひます。

外材輸入に關連する問題でありますけれども、これは御承知の「森林資源に關する基本計画」並びに「重要な林産物の需要及び供給に關する長期の見通し」というのが、昨年の二月十六日に從來のものが改定されたわけでありまして、この改定の中で、たとえば「林産物需給の推移表」というのを見てもまいりますと、供給の面で、従来国内供給量というものが、見通しはある程度ダウンをいたしました、したがつて、木材需要については相当旺盛な見込み数字を出しておりますから、差し引き計算として輸入量が增大した数字になつておるわけでありまして、説明によりまして、「外地産地の資源事情を検討して見通したものである」というふうな前書きにはなつておりますけれども、需要がこれだけあると、国内生産は、公益的機能その他のことも考へてこういう形にダウンせざるを得ないだろう、結果として差し引きこれだけの輸入量が増大しておる、と言つては少し言い過ぎであります。そういう傾向が率直に言つてあるように思ふのです。いずれにしても、そういうことによつて、昭和四十四年一四十六年の平均実績で、輸入量の比率が五三・七％というものが、五十六年度で六三・二％まで増大する。六十六年度では六〇・一％、九十六年の段階でも三八・三％で、ここ当分の間は六割台の数字が続いていくという形になつておるわけでありまして、ナショナルイズムの國營の立場からいまして、非常に残念な数字が出ておるという感じを持つわけでありまして、それはともかくとして、ソ連材なり、あるいは米材なり、あるいは南方材なり、あるいはブラジル材その他の点を含めてそういうものを考へましても、最近各国ともにシビアな条件が、私どもが承知しておるように出てき

ておる。「林産物需給の推移表」で考えておるような形の輸入量というものがはたして確保できるのかどうか、そういう問題に關連して、今度国会に出されてまいりますところの國際協力事業團というものは、どういふかわり合ひの中で林野庁として受けとめていくとするのかという問題等も含めて、これらの問題について御答弁を願ひたいと思ひます。

○福田(省)政府委員 昨年の二月に閣議決定していただきました「長期の見通し」については、先生御指摘の通りでございます。確かに、国内の資源は将来、つまり五十年先には、いまの自給率をもっと高めることになつてはおりますけれども、やはり限度がございまして、いまの自給率四割くらいがまあ最終と見ております。

差し引き外材は計算したのがみんな入ってくるかという御指摘でございますが、従来は、そういうことで、それぞれの外国、たとえばアメリカとかあるいはフィリピンとかいふ方面に話をする、一応どんどん出してくれたのでございましてけれども、最近はそのような問題につきまして非常に問題が出てまいつております。ということとは、アメリカがすでに向こうでも相当需要が大きくなつてきておる。あるいは自然保護の運動が高まつてきているということで、自主規制をいたして、対前年、一割減少しております。それから、したがいまして、これは製材品の形でならば幾らか出てまいりますけれども、原木のまま輸入することとはなかなかむずかしい状態でございます。カナダは、これは向こうの規格に合う製材品ならば出しましょうと言つております。ソ連は膨大な資源を持つておりますが、現在のところは丸太で出しでくれますけれども、設備の關係その他で、急に量をふやすということはまだむずかしいと思ひますが、これも将来は、最近の情報によりまして、おそらく加工された形で入ってくるだろうと思ひます。東南アジアなどにおきましては、やはり同じような条件でございますが、特に向こうが要請しておりますのは、あと地の緑化の問題、そ

れから向うで加工を起していく問題、それに対して日本の技術と資金の援助がほしいということ強く要請されております。したがしまして、四十九年度予算の中で、私たちも海外協力事業團の中でそういった考え方を織り込んだ一つの外材の輸入の考え方を持つておるものでございます。

○角屋委員 外材の輸入の問題に關連して、日本の国内における製材工場問題という点について、幾つかの点を伺ひたいと思つたわけでありますが、時間の制約もありますから、その点については、特に一点だけ伺ひたいと思ひます。

つまり、外材の輸入が過半数以上を占めるということになりますと、日本の国内の製材工場の状態というものは、外材専用工場あるいは外材、内材の兼用工場、あるいは内材を中心とした工場というふうな、特に、外材専用工場のものが系列下の中で非常に力を持つ。山間部にありますところの製材工場というのは、経営的にも労働力その他いろいろな面から見ても、だんだんこれが減少していく、激減をしていくというふうな傾向を持つてくるわけでありまして、私は、過疎問題だけに限りませんけれども、山間部における地域経済というふうな点から見ると、政策的な気持も含めて、そういった地域におけるところの製材工場というものは、林業関連産業としての特別の配慮をしていく姿勢が必要ではないかということを考えますし、もちろんこれは単に奥地だけではなく、平場地帯でも、弱い条件にあるものを含めて、林業関連産業としての製材工場というふうなものについては、弱い立場のものに対する積極的な手というものを、林野庁としても、政府としても考えていく必要があるんじゃないかと思ひます。この点お伺ひしておきたいと思ひます。

○福田(省)政府委員 御指摘の製材工場は約二万四千くらいあるわけでございます。最近では外材の輸入も大きくなりましたので、沿岸地帯に大型の製材工場が大分ふえてまいつております。外材が内陸部にも入りまして、国内材と同時に外材もひ

くという、そういう組み合わせの工場も出てまいつております。国内産の原木が、先生から御指摘のございましたように、当分の間まだしばらくふやせないということになりますと、この問題につきましては、構造改善事業をもっと促進し、それで外材の問題も含めて検討していかねばならぬと思つておるわけでございます。

もう一つは、国内材はまだ大きいものは出ませんけれども、間伐材が相当だんだんふえてまいつております。そういう意味で、この間伐材を利用した加工をし、たとえばフィンガージョイントという一つの考え方がございまして、ああいうものを使って、それで国内産の製材工場をもう少し二次加工に近いようなものに育成強化していくということも必要だろうと思つております。つまり、従来よりはもっと集約な形でこの製材工場の問題を考えていきたいと思つております。それから外材も、いま申し上げたように原木でなしに、将来だんだん加工品で入ってくるということになりますと、これ自体問題でございまして、そういうことで、国内材につきましては、いま申し上げたように、もっと利用のできる間伐材等を中心に加工度を高めながら構造改善事業を進めていくということ、外材につきましても、将来そういった加工品が入ってくるということになると、やはりもっと精度を高めた二次加工を含めた構造改善が要るだろうと思つております。そういうことを基本にしてこの対策を進めてまいりたいと思つております。

○角屋委員 森林組合の改正が今度相当程度内容に織り込まれておるわけでありまして、私はきわめて遺憾に思つておりますのは、本委員会に私も十数年前席を占めておるわけですが、いわゆる委員会における決議というものが立法府の意思として定められた場合に、これを行政庁が受け、新しい立法作業なり、あるいは現行の法律に對する改正作業なりをやる場合、それを誠実に受けとめて実行していくということは、立法と行政との關連においては相協調する問題だと思ふので

す。

林業振興に關する決議の第一項との關連では、社会党が出してあるいわゆる國營造林法といわれる問題、まさにあの趣旨に基づいて出したものでありますけれども、政府のほうではなかなか積極的にこれに取り組んでいかないという問題がございまして。これとて、先ほど来言つておりますような、いわゆる国内の木材の需給、あるいはまた外材の長期にわたる相当程度の依存ということから見れば、やはり木を植えないといけない。人工造林でいくにしろ、あるいは天然林で、施業でいくにいたしまして、とにかく積極的な造林という問題は考えていかなければいかぬ。公団造林があるという、あるいは公社造林があるという、森林の勞務班があるという、あるいは個人も力のあるものはやっていくという、しかし、現実に造林実績というのは非常に停滞あるいは下降傾向である。したがつて、ここにこれと入れとして私どもが考えておるような國營造林の道を新しく導入して、長期展望の森林資源の培養に遺憾のないような形のものを積極的に早期に講じていくという姿勢が当然なければならぬと私は思ふ。

また、同時に、いまから問題にします森林組合の關係の問題にいたしまして、先ほどの林興決議にいたしても、私が本委員会の理事当時にまとめたものでありますけれども、森林組合については、森林組合法の単独制定ということをも本委員会との与野党満場一致の決議として、大臣もその問題については誠意をもつて検討いたしますという趣旨の答弁でこれが結ばれておるわけでありまして、何にいたしまして、森林組合の改正の中身の問題、あるいは単独法を制定すべきじゃないかという問題については、同僚議員からもずいぶん議論をされてまいりましたが、私は、これは、国会決議というものと行政の關係という点から見ても、ことに遺憾である。今度、森林法の中で、旧態依然として森林組合の相当程度の改正を出していく。もしわれわれが強い要請をしなければ、当分改正はしなくていいということで、単独法制定と

いうものは見送られていく危険性を十分持つておる。そこで私が、過去、本委員会の委員長であります飯谷さんと漁業災害補償法の改正の問題について修正議論をしたときに、いわゆる政府の保険事業というのは当時政府提案ではなかったものですから、そういうものに対して附則で、検討事項としてげたを預けるという形をやった。しかも、本委員会では両三年でそれをやれということ、参議院に行ったら一兩年でやれということ、一兩年のほうはとられまして、二年ぐらゐの間に政府の保険事業の改正が出てくる。大体、国会の委員会の決議ぐらゐでと軽く考えられるのであれば、従来、他にも例がありますけれども、政府を袋小路の中へ——法律の中でありますから、これはやはりやらなければならぬという立場に現実に立たされる。そういう手段方法の問題ではなしに、そこまでやらなければならぬというほど思い詰める気持ちには私はなっておりません。農協法がある。水産業協同組合法で漁業協同組合が存在しておる。現実、旧来であれば、森林法の中に森林組合があったという形でありましたけれども、とにかく、林業基本法というものが新しくその後生まれてきておる。いわゆる林業者の協同組織としての森林組合は、一方では森林法に基づくいろいろな協同組織としての仕事も遂行しなければならぬでしょう。他面、林業基本法に基づく仕事も受け持つていかなければならぬという立場にある。したがって、この際、行政担当のところではいろいろ理屈を並べておるけれども、私どもとしては、森林組合については早期に単独法の制定をなすべきである、それは団体側の強い要請でもあるし、われわれ側の強い要請でもある、それはやはり取り上げるべき段階に來ておるのではないかと、こう思うわけでありまして、この点は大臣からお答えを願いたいと思ひます。

じような協同組合の性格を持つておることは申すまでもありませんけれども、それだけでなく、森林法に基づきまして、森林施業の合理化と森林生産力の増進をはかるという公益的役割を持つておりますことは、先ほど来るお話しのごさいますしたとおりであります。

そこで、森林組合制度を森林法から分離して単独法とすることにつきましては、森林組合を経済的な協同組合に純化しなければならぬという法律制度的な問題のありますことも私どもは考慮しなければならぬと思ひました。それから、最近のこのきびしい林業の事情の変化を背景といたしまして、公益的機能と経済的機能とをあわせて有する森林組合の役割りに対する期待が一そう高まつておる今日の情勢の中でございますから、この公益的役割りを希薄にするような性格の変更は、その点においては再考を要するのではないかと、う感じを持つておりますが、さらにこの点は検討する必要がありますと思ひますので、その点を御了承願ひたいと思ひます。

○角屋委員 いまの大臣の答弁は、私はきわめて不満であります。森林法の先回の改正のときに森林組合の単独制定を言われてから、すでに数年を経過しておる。現実、いまの時点で、森林組合の単独法制定によつて、直ちに現状の森林組合が農協、漁協と並ぶ強固な組織になるかという問題は議論としてはございましょう。しかし、強固なものにしなければならぬということもまた事実であります。やはり森林法の中の間借り状態か、単独法制定によつて、いわゆる独立の意識を持つた形やならなければならぬという立場で取り組むのかということ、心がまえの問題としては、形の上だけでも、基本的な重要な問題だと私は思うのです。持ち時間の関係もありますので、森林法の単独法の制定の問題については、政府としても誠意をもつて努力してもらいたいということを強く要請しておきます。

森林組合の信用事業の問題、あるいは共済事業

の問題、これは検討段階の問題になるわけでありますけれども、私は信用事業の問題に深く触れる時間はありませんが、共済事業の問題について少しくお尋ねをいたしたいと思ひます。

かつて、全森連の主権によります林業災害補償法制定問題ということで、大会が数年前に持たれたことがございます。私もその大会に野原さんと一緒に出て、これはすみやかにやらなければならぬ、農業についても農業共済があり、漁業についても漁業共済がある、いま森林国営保険はあるけれども、それらも廃止して、新しい観点からの林業災害補償法をつくらなければならぬ、ぜひそういうふうにした、と、こういうことを言つてまいったわけでありまして、その問題で、全森連では、団体自身としての林業災害補償法の要綱というものを持たれた段階がございました。また、林野庁でもこれを前向きに受けとめて、そして、林野庁自身でも森林災害にかかわる損失でん補の制度の拡充問題ということで前向きに検討されてまいりました。農林省自身が、さてこういうことでどうだろうかという点になりました時点で、全森連と意見がちよつと食い違つて、いまもたつていてという状況だということに判断をしておるわけでありまして、この林業災害補償制度の問題についての、従来の団体を含めた経過と今日の時点の状況と、そして、林業災害補償法をつくるための今後の姿勢というものについて、ひとつお答えを願ひたいと思ひます。

○平松政府委員 森林の災害につきましては保険の仕組みをいたしましては、現在、国営で森林国営保険をやつておりますし、そのほか、全森連で、福利厚生事業として災害共済事業をやつておるわけがございます。大体両方同じくらの面積にまで事業面積が拡大しておるというようなことでございまして、同じような制度が併存しておるというところは必ずしも好ましくないだろうというようなお話しがございまして、この国営保険と全森連のやつております森林共済とを何らかの形で一元化した形の仕組みにしたいということで、先

生のいまの御指摘のような形で改正案を考えたわけがございます。この改正案の中身といたしましては、一応、国営保険といたしましては、元請をやめまして、再保険をやるといふことにいたしました。全森連の行ないます災害共済につきまして、再保険の形式を国がとるということで案をつつたわけがございますけれども、再保険の形式につきまして、全面的に再保険をするかしないかというふうな問題、それから、全森連がやりまう際に、掛け金の助成の問題とからみまして、掛け金の助成をするといふこととございますと、ほかの例によりますと、共済事業をやる団体はほかの事業を兼営しないといふふうな仕組みになつておるわけがございまして、そういうふうな仕組みでないとなかなかむずかしいのではないかと、うことで、そういうことにつきまして、現在の森林組合系統では、いまのままの兼営の形態でやらしはしたいといふような問題の対立がございまして、まだ、国側と団体側とが意見が一致するといふ段階に至らなかつたために、今国会への提出を見合わせたという状況でございまして、今後、申し上げましたような問題点を煮詰めて、できるだけ早い機会に一元化した仕組みを考えてまいりたいといふふうに考えておるわけがございます。

○角屋委員 この点は、今後の問題として、重要な立法問題でもありますので、林業災害補償法の制定問題について、大臣からもお考えを承つておきたい。

○倉石国務大臣 森林災害の損失でん補の制度といたしましては、森林国営保険のほか、損害保険会社の森林火災保険、それから全国森林組合連合会の森林災害共済がございまして、これらによつて被災者の損失補てんがされておるわけでありまして、これらの制度の加入状況を見ますと、三者を合わせてみても、やっぱり民有人工林の三割程度にすぎません。損失の補てんがこういうことでははかられない森林の所有者が多い次第であります。

このような現状にかんがみまして、森林災害の

合理的な損失でん補制度の確立は林業振興上きわめて重要な問題でございますことは御指摘のとおりであります。そこで、全国森林組合連合会が実施いたしております森林災害共済事業を改善整備することを中心的な内容といたします森林保険制度につきましても、ただいま検討を行なっております次第であります。しかしながら、現段階におきましては、なお最終的な結論を得るに至っておりませんが、できるだけ早期に新たな制度の確立をはかるように今後とも努力をいたしてまいりたいと思っております。

○角屋委員 きょうは、私の質問のあと、先輩の芳賀さんがまたさらに質問をされるという予定でありますし、私の持ち時間も一時間半ということで、総括的な問題が、各論まで説き尽くすというのにはたいへん時間が足らなくて残念であります。準備しておいた問題は、いぶん山たくさんありまして、準備しておいた問題の範囲内で全部をこなすということができませんでしたが、いままでも取り上げてまいりました私の気持ちというのは、農林大臣並びに林野庁関係としても、あるいはきょうおいでになった各省関係としても、受けとめられた点があるだろうと思いますが、私は、別に、公害対策並びに環境保全の特別委員長ということの役職をになつておられるというわけではありませんが、やはり、森林の公益的機能問題、あるいは水資源問題、環境保全問題という問題は、今後、国際的にも国内的にもますます重要な政治的命題になる。それに即応して森林法の改正が受けとめられておるかどうかという点はやはり基本的な問題だというふうに思いますし、また、同時に、旧来から森林法の一部改正を議論してまいりました積み重ねの上に本法の一部改正がなされておるわけでありまして、そういう場合に、本院の意思として行政庁のほうに強く要請をした問題について、それをどうこなしてきておるのか、どこが課題として残っておるのかという点もやはり明らかにしなければなりません。そういう点では、林業決議の第一項との関連の問題が現実にございます。同時に、森林法との関連においては、森林組合の単独法制定の問題がございます。また、従来から議論されてまいりました問題の経過としては、林業災害補償制度の早期確立の問題がございます。また、さらに、さかのぼれば、林業基本法というものの議論を各党からも対案を出して議論した段階から思い起こしてみますというところ、造林法の問題や、あるいは林道法の問題や、そういう林業基本法関連立法で当時議論した問題等もいろいろございます。そういう問題等も含めて、政府、農林省として、林業の果たすべき役割について万遺憾なきを期すべき体制をつくっていくということが、国会に対してもそうでありまして、国民に対しても、農林省、林野庁がこたえる道であるというふうに私は率直に思うのであります。

そこで、最後に、大臣にお伺いしたいのであります。かねて同僚議員によっても真剣にきくまわす議論されてきた重要な問題の一つに林業労働者の問題があるわけでありまして、これは国有林、民有林を問わず、林業労働者の問題がございます。私もこの地元から、森林法の一部改正の議論をし、これを成立させてもらいたいということとで、最近もぜひぶんと訪れてくる人々がおりますが、その中でも、林業労働者の処遇問題というところについて、国有林の労働者にもいろいろ私どもとして主張し、まだ不十分な点がございます。民有林の労働者の場合は、それよりもまださらに悪条件に置かれておる。特に、民有林の場合、森林組合の労働班とその他の労働者の場合には、労働班にはプラスアルファの政府の助成の方法もあられておることもあって、実質上三段階の格差的なものがあると思います。もちろん、大手の企業的林業をやっておるようなところの処遇というの是一般の民有林の労働者よりはるかに高いと思いますけれども、一番底辺層にあるのは、やはり民有林の零細な労働者である。したがって、この際、林業労働者はだんだん減少傾向にあり、これはぜひとも長期にわたって確保していかなければならぬ責任が農林大臣にあるわけでございますから、こういう問題について今後どういうふうに対処していくつもりであるか、基本的な姿勢を率直にお述べいただきたいと思います。もう一つでございます。

○倉石国務大臣 わが国の森林の三分の二を占める民有林につきましても、労働者の処遇条件が国有林の労働者に比べて立ちおくれが見られること、それからまた、民有林の中でも規模によって格差がございますことは御指摘の通りであります。これらの格差を是正して処遇条件の向上につとめることは、今後の林業労働力対策を進める上できわめて重要であると考えております。

そこで、農林省といたしましては、従来から、林業構造改善事業等の実施によりまして、林道の開設等、林業経営基盤の整備、協業体制の強化をはかりますとともに、森林所有者の自主的組織である森林組合の充実強化、特に、労働班の育成強化を推進いたしますほか、林業労働力対策の推進による就労の長期化と安定化の促進、それから社会保険制度の適用条件の整備等、労働条件の改善向上につとめておる次第であります。今後ともこれらの施策を一そう整備拡充いたしまして、小規模の事業に雇用される林業労働者その他の民有林労働者につきましても、他産業に劣らない労働条件が実現されるよう、なお一そうつとめてまいりたい所存であります。

○角屋委員 若干、数分時間が延びましてたいへん恐縮でございますが、私が取り上げ、強く要請した問題については、誠意をもって対処されるように強く希望いたします。質問を終ります。○山崎(平)委員長代理 この際、暫時休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後三時八分開議

○仮谷委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。芳賀貴君。

○芳賀委員 この際、森林法等の一部改正法案に対して質問をいたします。

具体的な内容に入るに先立ちまして、今回の政府提出の改正内容の中には、政令または省令にゆだねる点が相当ありますので、この際たとえば第十條の二の「政令で定める規模」、「省令で定める手続」、さらに第十條の四の「省令で定める森林」についての規定、第七十九條の省令で定める非営利法人の規定、さらに百五十五條の二の二項の「政令で定める基準」、その他附則あるいは経過規定等の中で政令、省令にわたる点があれば、これもあわせて、これは林野庁の長官からでもいいですから、すでに用意をしておるか、その主たる内容についてまず説明してもらいたいと思っております。

○福田(省)政府委員 お答えいたしますが、すでに準備しているものもございますので、お配りするようにいたします。

○芳賀委員 お配りではなくて、これは継続審議案件ですから、もう前国会から出ているのでしよう。元来、法案提出と同時に、それに必要なものは、特に、政令の案あるいは省令の見込み等は同時に提出して審議の便に供するのが当然です。継続審議になって、用意しておるものもあるし、まだ用意してないものもある。お配りしたと言ったって、できればきょう審議を終了させるというふうな理事会の申し合わせにもなっておりますので、ここで政令にまかしてある内容は、この点はどういうものであるかということ、概要だけでいいですから、長官から事務的な説明を当然すべきじゃないですか。

○福田(省)政府委員 おくれていますたいへん申しわけございませんでしたけれども、ただいまお配りして説明するようにいたします。

○平松政府委員 おくれています申しわけございません。

まず、十條関係でございますが、伐採届出書に記載する省令で定める事項ということがございまして、この点につきましては、伐採の目的及び伐

探の期間というものを定めていきたいというふう
に考えております。

それから、十条の二の許可を受けることを要す
る土地の形質基準の規模を政令で定めるとい
うことですが、これは類似の御質問にお答え
をいたしましたように、政令でおおむね一ヘクタ
ール以上というような形のことを考えておるとい
うことでございます。

それから、次に、十条の二の第一項で「省令で
定める手続」ということを書いておりますが、そ
れにつきましては、省令では、現在のところ開発
行為をする個所の所在とか、全体面積であるとか、
開発行為にかかわる森林の面積その他の状況
及び伐採状況、開発行為の種類及び設計、開発行
為の施行者、開発行為の期間等を記載した開発行
為許可申請書に図面を添えて、関係市町村を経由
して都道府県知事に提出しなければならぬもの
とするというよう形のことを考えております。

それから、十条の二の第二項第三号に、省令で
定める事業としてございますが、その点につきま
しては、たとえば都市計画法の第四条第六項の市
街地開発事業及び十一項の都市計画事業というよ
うなものを省令で定めるといふような予定にいた
しておるわけでございます。

それから、森林組合関係に参りまして、施設森
林組合の出資配当割り当り制限について、政令で
定める割合を、今回五分であるものを八分程度に
引き上げることについていたしておりますし、そ
れから、森林組合の合併助成法のほうで、合併の
認定基準と事業経営計画の認定基準について、こ
れを政令で定めるといふような形にいたしてお
ります。

それから、森林法の七十九条関係で、員外利用
の關係で、員外利用の緩和対象になる事業として
て、これを省令で指定をするということに考えて
おります。

以上でございます。

○芳賀委員 七十九条の非営利法人、「営利を目
的とし法人」といふのはどうなっているの

すか。

○平松政府委員 どうも失礼いたしました。

員外利用関係は七十九条の九項の關係でござい
まして、員外利用のいままでの制限の除外例とい
うふうなことで、その除外になる事業と、それか
らその対象となる非営利法人を省令で指定するこ
とになっておりますが、最初に申し上げました事
業の種類としては、森林保護事業等、一定の事業
種類を省令で定めたいというふうに考えておりま
すし、事業主体としては森林公園等を定めたいと
いうふうに考えております。

○芳賀委員 次に、改正点のおもなる点について
大臣にお尋ねいたします。

まず、第一に、今回の改正におきまして、森林
計画の中の第五條の地域森林計画を設定する場合
に、森林計画区域別に適格な地域を設定するわけ
であります。この關係については、民有林全体の
中で一定の森林をその森林計画の対象から除外す
るという規定がわざわざここに出ておるわけであ
りますが、何のためにこれを必要とするかという
ことについては、改正案を見ただけでは不明であ
りますので、この際実例をあげて明快に大臣から
説明をしてもらいたいと思ひます。

○倉石國務大臣 ただいまお話しした地域の森林計
画を樹立いたします対象から除外する森林として

予定いたしました対象は、一つは、三十ア
ー未満のごく小面積の森林でありまして、市街地
または集落地に介在し、かつ保安林等に指定され
ておりませんもの、それから、次は、法令による
公的な計画に基づき森林以外に転用することが確
実となつております森林等、ごく一部の森林でござ
います。

○芳賀委員 それでは、森林規模として、三十ア
ー以下の森林については、その所在がどこであ
っても、これはすべて計画からは除外するという
ことですか。

○倉石國務大臣 大体そのように心得ております
が、事務当局からさらに補足して御説明申し上げ
ます。

○芳賀委員 補足は要らないのですけれども、た
だ、〇・三ヘクタール以下のどのような森林の所
在であっても、大きな森林地域の中において、所
有面積が単位的に〇・三ヘクタール以下であるとい
う場合には、これはもう全部地域計画から除外
する、と、そう大臣が言われた点は間違いないで
すか。

○倉石國務大臣 私が申し上げております小面積
の森林は、ここにも申し上げましたように、大
体、市街地または集落地の孤立したような、きわめ
て小面積のものを考えておるわけでありまして、

○芳賀委員 それでは、森林地帯の外縁的な森林
の中の小面積の森林について、ということになる
のですか。

○倉石國務大臣 一つは、地方にあります神社の
付近にあります小さなものとか、それから屋敷の
中などにそういうものが想定されるわけでありま
す。

○芳賀委員 大事な点だから詳しくお尋ねします
が、いまの御答弁は、たとえば市町村等における
神社、仏閣、それを取り巻く小面積の森林、ある
いはまた農村においても、集落地域の住宅を中心
とした周辺にある森林、それから農村等におきま
しても市街地が形成されておるわけですから、そ
の市街地周辺の環境緑化の作用をしておるような
森林についても、面積を基準にして〇・三ヘクタ
ール以下のものは除外する、と、こういうふう
に解釈していいわけですね。

○倉石國務大臣 本法の目的が保安林というよう
な大切なものをねらつておるわけでありまして
で、いま申し上げましたような、地方の神社の付
近の小さなものであるとか、屋敷内にあるものと
いったようなものは除外することがいいいものでは
ないか、こういうふうにご考慮しておるわけござい
ます。

○芳賀委員 大体わかりましたが、もう一つは、
この森林地帯の中に包括されておるいわゆる小林
家の所有林である〇・三ヘクタール以下の小面積
のものは、たとえこの森林計画地域の中にあつ

ても、それは面積過小であるということで計画か
ら除外するということですか。

○倉石國務大臣 いま例にお引きになりましたよ
うな、接続したしておりますものは、これは除外
するわけにいかないのではないかとこのように考
えます。

○芳賀委員 そうすると、一地域に百ヘクタール
の森林が形成されておる森林の中には、〇・三ヘ
クタール以下の所有面積の森林は当然存在し得る
わけですから、それについては除外しないという
意味ですか。

○平松政府委員 ただいま大臣からお答えになつ
たとおり、小団地として接続した森林と隔離され
た形で存在するものということで、所有形態を問
いませんから、接続した森林の中に、小規模の所
有者が〇・三ヘクタール以下の森林を持つており
まして、これは森林計画の対象としていくとい
うことでございます。

○芳賀委員 政府委員の場合は、山のことを一番
知つておる林野庁長官から答えてもらいたいと思
ひますが、森林地帯から見れば外縁的に点在して
おる森林というものは、先ほど大臣が述べられた
集落地域における住宅の周辺の、いわゆる住居を守る
ような性格を持った森林とか、あるいは農業地帯
における、耕地の作物の育成を守るための耕地防
風林というものは、これは保安林でない形の、各
農業者が自分の努力によつて耕地に効果的な防風
林を設定するが、そうするとこれも除外されると
思ふのです。それから、神社等の周囲にある森
林を除外する、それから、農村社会等においても
市街地を形成しておつて、それを取り巻く森林が
あつても、たとえそれが環境緑化の作用をしてお
る森林であつても、それも計画地域から除外す
る、大体こういうふうにご整理していいですか。

○福田(省)政府委員 基本的な考え方として
は、地域森林計画の対象になるような森林を一
応森林と考えておるわけでございますので、いま
御指摘のございましたような、個人的には〇・三

ヘクタール飛び地があつても、それが連続して大きな耕地防風林をなしておるとかいう場合には、地域森林の施設計画の対象になる場合もあるかと思ひます。ですから、そういう場合にはやはり一つの対象として考えなければならぬのであります。ただ、屋敷の周囲にばつんとあつたり、小さい神社のところにばつんとあるのは地域森林計画の対象とは考えられませんが、やはり、保安林制度でそれを規制していくというふうにすればいいのじやなからうかと思つております。

○芳賀委員 長官はそういう常識的な説明をなさるが、大体、いままでも、こういう法律規定がなくとも実的にそれは扱つてきたわけですからね。ただ、今回の改正を通じて、地域森林計画の区域から除外された民有林である森林というものは開発行為の規制対象からはずされるわけですからね。そういう一連の關係があるので、除外した森林を、従来どおりすべて秩序のないままに開発行為を認める、そういう対象物にするということであつては、これはたいへんな事態であるので、この除外される森林とはどういふものであるかということが国民すべてに明らかにならなければ安心できないということになるのです。

それで、いま長官の言われたような基準で除外される森林というのは、全国の民有林に対してどのくらいの面積が予定されるのですか。おおよそでいいですから、言ってください。

○福田(省)政府委員 現在どれくらいあるかという御指摘でございますけれども、いままでのところ、実はこちらで正確なデータはないのでございますけれども、およそ半分ぐらいは除外されておつたと思うわけでございまして、いまお話ししたような方向で規制してまいりたいと思つております。

○芳賀委員 それは民有林の総面積の半分ですか。○福田(省)政府委員 総面積について申し上げたのではなく、○三ヘクタール以下のトータルについて申し上げてゐるわけでございます。

○芳賀委員 いや、それを聞いてゐるのじやない。その除外された森林面積というものは、市町村単位等においてはそれほど大きな面積でなくとも、全国の民有林面積ということになれば、これは大体一千八百万ヘクタールに及んでおるわけだからして、この総面積に対して、今度の改正で明らかに除外を予定される面積の総体は幾らになるかということをお聞きしておるわけです。

○福田(省)政府委員 たいへん恐縮ですが、あとで資料を提出したいと思ひます。

○芳賀委員 こういう法律をつくつた場合、利害に關する影響というものが非常に出るわけでしょう。これは、地域計画に包括される場合と除外される場合で、民有林の所有者としても利害並びに私権に關する問題が将来起きるわけですからね。その影響の程度がどうなるかということは、法律を出す前に十分検討して、おおよその見込みを立てるのが順序じやないですか。農林大臣、どう考えていますか。

○倉石國務大臣 そのとおりだと思ひますが、先ほどもお答えいたしましたように、飛び地、それから地方の屋敷、そういうようなものはこの法の目的から除外するのがいい、こう考えてそういう考へに立つたわけでありまして、しかし、それが接統的にあるようなものは除外できないという計算でありますので、なるべく早くそういう計算をして御報告いたされたいと思ひますが、もちろん、それも、この法律の立案のときにそういう角度で検討しておくべきであると思ひます。

○福田(省)政府委員 総面積について申し上げたのではなく、○三ヘクタール以下のトータルに

ついて申し上げてゐるわけでございます。

○芳賀委員 いや、それを聞いてゐるのじやない。その除外された森林面積というものは、市町村単位等においてはそれほど大きな面積でなくとも、全国の民有林面積ということになれば、これは大体一千八百万ヘクタールに及んでおるわけだからして、この総面積に対して、今度の改正で明らかに除外を予定される面積の総体は幾らになるかということをお聞きしておるわけです。

○福田(省)政府委員 たいへん恐縮ですが、あとで資料を提出したいと思ひます。

○芳賀委員 こういう法律をつくつた場合、利害に關する影響というものが非常に出るわけでしょう。これは、地域計画に包括される場合と除外される場合で、民有林の所有者としても利害並びに私権に關する問題が将来起きるわけですからね。その影響の程度がどうなるかということは、法律を出す前に十分検討して、おおよその見込みを立てるのが順序じやないですか。農林大臣、どう考えていますか。

○倉石國務大臣 そのとおりだと思ひますが、先ほどもお答えいたしましたように、飛び地、それから地方の屋敷、そういうようなものはこの法の目的から除外するのがいい、こう考えてそういう考へに立つたわけでありまして、しかし、それが接統的にあるようなものは除外できないという計算でありますので、なるべく早くそういう計算をして御報告いたされたいと思ひますが、もちろん、それも、この法律の立案のときにそういう角度で検討しておくべきであると思ひます。

○福田(省)政府委員 御指摘のようないろいろの私権に關する問題等もございまして、慎重に対処してまいりたいと思つておりますが、これは通達で出したいというふうに、ただいまのところ考へております。

○芳賀委員 それは事務次官通達ですか。林野庁長官通達ですか。

○福田(省)政府委員 次官通達で出したいと思ひます。

○芳賀委員 今回の改正で、いま議論いたしました地域森林計画の対象になつておる民有林に對しては、開発行為にあつたつての許可制度ということになるわけですが、これは現行規定から見れば、森林である土地に對する開発行為の規制というところ、内容は非常に微温的なものです。どれだけの効果があるかどうかということはやつてみなければわからぬというよりも、それほどのものでないというふうになつてゐることは見通してゐるわけなんです。この開発行為の規制をやる前段の制度といたしまして、まず、第一には、現在、民有林である森林の所有権の移転あるいは権利の移転等については、もう何らの制限はないわけですね。所有権者と相手方の合意によつて権利が簡単に移転されるわけでありまして、その売買行為が、昨年の場合には、一年間に、民有林を中心として約四十万ヘクタール以上に及んでおることになつておるわけですが、それらはほとんど大手商社等が森林を相當面積買ひ受けて、その森林の本来の目的に合致した森林経営等を行なうという意思ではなくて、ゴルフ場であるとか、その他の開発行為、乱開発の目的で買ひ占めを行なつておるわけでありまして、届け出があつた場合に、許可の適否を基準によつて判断するという前に、今後の売買行為については、その売買される森林の権利が移転されたことによつてどういふような目的に供されるかということについてのおおよその判断を下す制度というものが必要ではないかとわれわれは考へておるわけでありまして、市町村長を経

○福田(省)政府委員 御指摘のようないろいろの私権に關する問題等もございまして、慎重に対処してまいりたいと思つておりますが、これは通達で出したいというふうに、ただいまのところ考へております。

○芳賀委員 それは事務次官通達ですか。林野庁長官通達ですか。

○福田(省)政府委員 次官通達で出したいと思ひます。

○芳賀委員 今回の改正で、いま議論いたしました地域森林計画の対象になつておる民有林に對しては、開発行為にあつたつての許可制度ということになるわけですが、これは現行規定から見れば、森林である土地に對する開発行為の規制というところ、内容は非常に微温的なものです。どれだけの効果があるかどうかということはやつてみなければわからぬというよりも、それほどのものでないというふうになつてゐることは見通してゐるわけなんです。この開発行為の規制をやる前段の制度といたしまして、まず、第一には、現在、民有林である森林の所有権の移転あるいは権利の移転等については、もう何らの制限はないわけですね。所有権者と相手方の合意によつて権利が簡単に移転されるわけでありまして、その売買行為が、昨年の場合には、一年間に、民有林を中心として約四十万ヘクタール以上に及んでおることになつておるわけですが、それらはほとんど大手商社等が森林を相當面積買ひ受けて、その森林の本来の目的に合致した森林経営等を行なうという意思ではなくて、ゴルフ場であるとか、その他の開発行為、乱開発の目的で買ひ占めを行なつておるわけでありまして、届け出があつた場合に、許可の適否を基準によつて判断するという前に、今後の売買行為については、その売買される森林の権利が移転されたことによつてどういふような目的に供されるかということについてのおおよその判断を下す制度というものが必要ではないかとわれわれは考へておるわけでありまして、市町村長を経

由して知事に対してその売買についての届け出を行なう。届け出の場合は森林法の中でやるわけですからして、他の法律等においては地価抑制を重点にする目的もありますが、森林法の場合は、森林法の目的に沿つた全国森林計画等を完全に実施することによつて、その売買された森林が買ひ受け人の手によつてどのように用いられるかということ、届け出等の手続の中でおおよその判断ができる制度というものはどうしても必要ではないかと思ひますが、大臣はどう考へていますか。

○倉石國務大臣 いまのお話しのようなことは、本案の中には書いておりませんが、非常に重要なことでございまして、そこで、いまほかの法律のお話しがありましたけれども、国総法ではそういう思想で制約をいたしておるわけでありまして、私もそれといたしまして、いま御指摘のような点は、けさ事務局からお答えいたしましたけれども、この法律では特にそういう規定を持つておらぬことは御存じのとおりであります。

○芳賀委員 そこで、このことの必要性といふものは大臣として認めておるのですか。いやそんな必要はないと考へておるのか。どうですか。

○倉石國務大臣 私は、必要だと思ひますが、やはり、そういうこともねらつて国総法ではあつたう条文を入れているわけでありまして、

○芳賀委員 大臣、繰り返して国総法と言われまが、国総法案といふものが政府提案で出てゐることは間違いないが、これはもう成立の見込みはないのです。私の言つてゐるものは、現存してゐる法律、規定等の中においても結構そのまゝのものはないが、土地に關する権利の移動等については、農地法については農地法の規定に基づいて、権利の移動については、あるいはまた小作契約等についても、当事者だけの意思では自由な締結ができないという仕組みになつておるわけなんです。私の言うのは、そういう厳格な所有制限とか権利移転の制限をするという目的から出たものではなくて、民有林の権利の移転の状態といふも

由して知事に対してその売買についての届け出を行なう。届け出の場合は森林法の中でやるわけですからして、他の法律等においては地価抑制を重点にする目的もありますが、森林法の場合は、森林法の目的に沿つた全国森林計画等を完全に実施することによつて、その売買された森林が買ひ受け人の手によつてどのように用いられるかということ、届け出等の手続の中でおおよその判断ができる制度というものはどうしても必要ではないかと思ひますが、大臣はどう考へていますか。

○倉石國務大臣 いまのお話しのようなことは、本案の中には書いておりませんが、非常に重要なことでございまして、そこで、いまほかの法律のお話しがありましたけれども、国総法ではそういう思想で制約をいたしておるわけでありまして、私もそれといたしまして、いま御指摘のような点は、けさ事務局からお答えいたしましたけれども、この法律では特にそういう規定を持つておらぬことは御存じのとおりであります。

○芳賀委員 そこで、このことの必要性といふものは大臣として認めておるのですか。いやそんな必要はないと考へておるのか。どうですか。

○倉石國務大臣 私は、必要だと思ひますが、やはり、そういうこともねらつて国総法ではあつたう条文を入れているわけでありまして、

○芳賀委員 大臣、繰り返して国総法と言われまが、国総法案といふものが政府提案で出てゐることは間違いないが、これはもう成立の見込みはないのです。私の言つてゐるものは、現存してゐる法律、規定等の中においても結構そのまゝのものはないが、土地に關する権利の移動等については、農地法については農地法の規定に基づいて、権利の移動については、あるいはまた小作契約等についても、当事者だけの意思では自由な締結ができないという仕組みになつておるわけなんです。私の言うのは、そういう厳格な所有制限とか権利移転の制限をするという目的から出たものではなくて、民有林の権利の移転の状態といふも

のはどういふ動向にあるかという事は、国においても、都道府県においても、行政の立場にある者が適確にそれを把握できる仕組みというものは必要だと思ふのです。そういう制度、仕組みというものは、もうすでに必要な時期に來ておるわけですからね。すぐこの中でどうせいということまでまだ言っていないわけけれども、そういう必要性というものは農林大臣としてお感じになつておられますかというのを聞いておるわけです。あまり深刻にならなくてもいいのですよ。大臣がそう言つたら、では、ここで修正すると、そこまでは考へていないわけですからね。

○倉石國務大臣 そういふことを特に規制する条文はつくつてありませんけれども、あの全体をあらうにいただきますれば、精神は同じことをわれわれも考へておるわけでありまして、その点は同じように重要視しておることを御理解いただきたいと思ひます。

○芳賀委員 私の言つてゐるのは、一面は、現在の民有林の中で、特に人工林面積が相当ふえておるわけですね。この人工林については、拡大造林にしても、あるいは再造林にしても、國の積極的な造林補助あるいは制度融資等において、國が助長する中ではほとんど造林が進んでおるわけでありまして、せつかく森林目的で造林がなされて順調に生育しているものを、売買は自由ですから、それが売買されたとしても、その後、新しい所有者の意思によつてそれがどういふ方向に一体用いられるのかということについては、売買契約の時点で、その森林を購入して森林経営を続けるとか、開発目的でこれを買いますとかいふようなことが届け出の経過の中でおおよそ判明するわけですね。造林だけに一生懸命で補助をするが、売買は自由である、それから先はどのように開発されてもやむを得ぬというふうなものではないと思ふのです。

○倉石國務大臣 たいへん大事な問題で、私どももまことに御同感であります。民有林が、先ほどもお話ししたように千七百万ヘクタールもあるわけでございますから、これを一々届け出という制度をとりますことはなかなかむづかしいことだと思ひます。やはり、乱開発を防ぐという規制をいたしておるわけでございますので、その点で、いまおっしゃつたような趣旨は買けるものではないだらうかというふうに私どもは思つておるわけですね。

○芳賀委員 大臣が繰り返して言われた政府提案の国総法の場合は、国土であるすべての土地の権利移動にあつては必ず届け出をしなければならぬ。そして、特定地域については厳格な審議機関があつて、権利の移転にあたつても、認めがたいというような場合には買い取り権を發動して、公示された価格の範囲内において買い取りをする。それから、また、その売買行為が不適当であるといふような場合には権限をもつて勧告をする。この点だけについては国総法も相当前向きな方向を示しておるわけですから、それに關しておる農林大臣として、自分の所管の森林の権利移転だけについては非常になまぬるいような見解では、われわれとしては相当の足りないわけですが、この点は、時代の進展から必ずそういう制度に変わるというところだけを申し上げて、次に進みたいと思ひます。

その次にお尋ねしたいのは、今回の開発行為の許可制につきましては、地域森林計画の対象になつておる民有林に限るということになつておるわけですが、都道府県知事に許可の適否の権限を与えてあるわけですから、この際、最近各方面から指摘されておる國が所有する民有林を中心とした森林等についても、やはり対象にすべきであると思ひます。それはどう考へておられますか。

○倉石國務大臣 國有林の場合は、私どもの出先機関が地方にもございまして、民有林についておるそういうことの事情は、やはり地方自治体が一番よく承知いたしておりますので、自治体の知事がそういうことを担当することが實際問題として妥当ではないだらうか、そういうふうに考へております。

〔委員長退席、山崎(平)委員長代理着席〕

○芳賀委員 それは次の質問のお答えですが、改正案は、申請をする対象地域の森林というものは民有林だけに限定されておるわけですね。そうではなくて、國有林であっても、開発行為を行なう場合には、手続上の問題として、その地域の都道府県知事に開発に關する手続をとる必要があるのじゃないかということなんですよ。

○倉石國務大臣 國有林は、御存じのように、國がその行為について規制をいたし、その保安に対して責任を負つておるわけでありまして、これは從來どおりでいいんじゃないかと思ひます。したがつて、民有林の場合のことは、これは別に先ほど私が申し上げましたような事情でございまして、都道府県知事にやつてもらうことがいいではないかという考へ方でありまして。

○芳賀委員 それでは、國の所有の森林についてはもう絶対に心配がないというわけですか。必ず厳格にやるから、都道府県の知事に苦勞かける必要はないかという意味ですか。

○倉石國務大臣 國の機関でございまして、いろいろたくさん機構がございまして、あるいは完全無欠とは言えないかもしれませんが、私どもはいたしまして、そういう点についてはきつめて厳格に、厳密に対処してまいるつもりであります。もちろん網紀の問題等もございまして、したがつて、いまの民有林につきましては都道府県知事をお願いすることがいいと思ひますが、國のほうの、われわれ自體の林野庁の仕事におきまして、注意すべき点は多々あると思ひますが、ただ、行為をどこで規制するかということになりますと、國有林はやはり國がやることかいいのではありませんかというふうに考へるわけでありまして。

○芳賀委員 事實問題としては、たとえば、國有林の中においても保安林地域というものはあるわけですね。そういう場合には、まず國有林自身が一國有林の設定とか解除の場合には、國として知事に手続をしなければならぬわけですが、

そういう場合には、必要な保安林であっても解除の手続を行なつて、まず保安林を解除する。そして、國自身の開発行為という形でなくて、その森林を貸付した状態の中で開発行為をやらせる。あるいはまた、保安林がもう解除されておるわけですからして、いろいろ理由をかまえて國有林の一部の払い下げ等を行なう。その次の段階では、今度は乱開発が行なわれる。当委員会においても、この二、三年の間、こういう幾多の相当重大な問題等についても、時の農林大臣あるいは林野庁長官等に対して責任が及ぶ程度の追及もなされておるわけですからして、そういうことを考へると、國の森林だから絶対心配はないと言つても、それはど國民は信用してないんですよ。だから、その場合には、みづから進んで民有林と同じような立場に立つて、この開発行為に対する適否の判断を求める。これは、いろいろ問題をあな

たが起したわけではないが、とにかく、最高責任者として経験しておるわけですから、この現業責任者としてどう考へてゐるのですか、お聞きしたい。

○倉石國務大臣 開発行為のことでございまして、その開発行為の許可制の問題でいまのようなお話しがございました。私ども承つておりまして、いまお話ししたように、たとえばゴルフ場、別荘地というふうなところへ開放されたようなことはないかという御趣旨のことでありまして、さつき私が答え申し上げましたように、私どもの役所において行ないます行為について、網紀の問題等、ときにはそういうことがございまして、そういうことにつきましては、私どもは厳密に心してやらなければならぬというところは當然なことだと思ひますし、なお、新しい施設計画に基づきまして、ただいまお話ししたようなことの絶滅をはかるように、全力をあげてやつてまいるつもりでございます。

○芳賀委員 次にお尋ねしたいのは、この開発行為の許可に關しては、面積の少ない多いにかかわらず、すべて都道府県知事の段階で判断するとい

うことになっておるわけですが、たとえばその面積が十ヘクタール以内とか、場合によっては二十ヘクタール以内であっても、その程度までは当然都道府県知事の段階で許可しても差しつかえないと思ひますが、それ以上の大面積にわたるような場合においては、当然二段階制で農林大臣の許可ということに運用したほうがいいのじゃないかと思うのです。たとえばゴルフ場を目的にするような場合は、ゴルフ場などのくらの面積に要するか、私も詳しくありませんが、最も小規模なゴルフ場をつくるのに二十ヘクタールはどうしても要するということであれば、ゴルフ場の建設のための開発行為というふうなものは、すべて農林大臣が判断を加えて、そこで許可をするというふうにしたほうが運用上の効果があるのじゃないかと思うのです。その点はどうか考えていますか。

○倉石国務大臣 新たに導入をいたすことにしております。開発行為の許可制については、これは先ほど来お話しの問題でございますが、今日では、ほとんど多くの都道府県が、現在すでに条例、指導要綱等をつくりまして、秩序ある開発行為を確保するように努力をいたしておりますし、それから、開発行為による地域への悪影響を防止したり、地域社会の健全な発展を確保しますことは、これも地方公共団体としての責務でもございますし、先ほど申し上げましたように、民有林行政の地方出先機関を私どもが持っておりませんことから考えましても、やはり、都道府県知事による許可制が妥当ではないかというふうに考えておるわけでございます。

○芳賀委員 たえば農地の転用許可の場合等は、他の法律に幾多の事例がありますが、一定規模以内は都道府県知事、それ以上にわたる場合には所管の大臣という実例がいままで非常に多いのです。だから、すべて都道府県知事というのは非常に珍しいケースということになるわけですが、ゴルフ場をつくるような面積についてはすべて大臣の手元で審査するというになれば、その場合、全国的な動向というものは大臣の手元でわか

るわけですね。都道府県段階の場合には、その個々の都道府県における規制は知事がまじめにやるといたしまして、全国的な動向が一体どうなっているかというふうなことにについては、当然、所管の大臣のもとにおいて厳格に判断されるということが望ましいし、その判断に基づいてまた適切な森林政策というものを、むしろ防衛的な立場で講ずることもできるではないかと思うわけですが、その意味も含めてもう一度大臣から伺いたい。

○倉石国務大臣 先ほども申し上げましたように、各都道府県はほとんどいまお話しした規制の条例、要綱等を出して、それに基づいてやっております。そこで、全体の林政から見まして、御指摘の点は大事なことでありますので、私どものほうにいたしましては、業務上の調査ということで都道府県からそういう報告をとりまして、指導をしております。

○芳賀委員 次に、具体的な開発行為に対する規制の基準と言われる第十條の二の二項の一号、二号、三号ですが、これが基準だということになるわけでありまして、ただいま大臣が言われたように、各都道府県等においても、自然環境の保全等を中心とした開発行為の規制が、すでに条例の中で次第に確立されておるわけです。私は北海道出身でありますので、北海道においても、昨年の十二月に新たな条例が設定されましたが、その規制の基準と今回の政府の案である規制基準というものを比較いたしますと、都道府県の条例のほうがはるかに的確であり、厳格な基準を定めて、もう実行に入っておるわけですね。都道府県が先に実施をしており、たとえばあとからこれが成立して、その国がきめた基準というものを比較してみると、これは非常に手ぬる過ぎる、いまごろこんなものを国がきめても意味がないのではないかと、いろいろな批判が地方から出てくるというおそれが多分にあるわけですね。そういうことは農林省でもわかっておると思うのです。北海道がどうな

っておるか、あるいは岡山県の条例がどうであるとか、すでに現実にこれは動き出しておるわけですから、そういう実態というものを十分見きわめて国としての基準というものが設定されなければならぬと思うわけでありまして、これは長官のほうで勉強しておると思うのですが、その点はどうか。

○福田(省)政府委員 確かに、御指摘のように、各都道府県の実情等を見ますと、非常にきびしく規制されておる県もございます。特に、岡山県なんかは非常にきびしい規制をいたしております。ですが、今度の森林法におきます規制の考え方は、いままでも保安林制度その他自然公園等の制度で規制していなかった約一千万ヘクタールの民有林に対する行き過ぎた乱開発を規制しようという考え方に立っているわけでございます。でござい

ますので、きびしく規制しようという考え方に立つならば、保安林制度等を導入していくべきであるというふうに考えております。そういう点で、いままでの行き過ぎた乱開発を規制するということが考え方の基本でございまして、都道府県等の規制に比べますといささかなまぬるいではないかという御指摘を受けるわけでございますけれども、いま申し上げましたように、都道府県も非常に熱心で、また、市町村等もそういう規制の動向にございまして、それらの点を勘案しながら、こういういった考えに立つたわけでございますが、そういう意味でも、やはり、都道府県知事の許可制にしても差しつかえないのではなからうかというふうに判断したものでございまして、

○芳賀委員 いまの長官の答弁はおかしいじゃないですか。開発行為の規制を強めるためには、対象になるすべての森林を保安林に指定しなければならぬようなことになるということであれば、保安林に全部民有林が指定された場合に一体どういう事態になるか。大事な国内の木材の生産とか供給はとまっちゃうですよ。そんな乱暴な発想で開発を規制せよなんて言っているはいらないわけだから、それはおかしいじゃないですか。

○福田(省)政府委員 そういうふうにおとりになると、おっしゃられるように、確かにおかしいわけでございますが、私の申し上げたのは、一千万ヘクタールの民有林をすべて保安林にしたいと申したのでございませぬ。一千万ヘクタールの民有林、いわゆる何らの規制方法もない民有林に對しまして、行き過ぎた開発を規制する必要があるということでおおむね一町歩以上の森林の開発については知事の許可制にするということにしたのでございまして、それではなまぬるい、そんなことじゃだめだという場所がございまして、そういう場所は保安林制度等にそれを適用していくことがよいではないかというのを申し上げたのでありまして、一千万ヘクタールをすべて保安林にすべきであるということを申し上げたものではございませぬ。

○芳賀委員 それでも間違っているのです。許可制はならない基準というものを新しい法律で一号、二号、三号と規定を設けて、申請が出てきた場合には、この一、二、三のすべての事項に該当するかしらないかということを十分に審査して、このすべての事項に該当しないということが認められた場合に初めて許可をするということにこれはなっているのです。

〔山崎(平)委員長代理退席、委員長着席〕だから、もっと強めるということであれば、この三つの各号だけでは十分の効果がないということになれば、それにまた一つないし二つの規制の基準というものを加えれば、それでいいじゃないですか。そういうことをしないで、いきなり飛躍して、そういう嚴重にやるために申請の出たものを逐次保安林に指定するなんという、そういう乱暴なことをやると、国有林は対象にならぬからいいとして、民有林がそんな方式で国の指導でやられては、これはたいへんですよ。また、保安林の制度というものは、開発行為を規制する目的で保安林の指定をしておるわけじゃないでしょう。だから、現行法においても、一号から十一号まで保安林指定の要件というものは並べてあるわけだか

○平松政政府委員　先生からいま、国総法との関連でどうだというお話しでございますが、現在の森林法の体系でごらんいただきますと、保安林に関するいろいろな規定の中に、こうこうこういう場合には許可しなければならないというふうな規定のいたし方をいたしております。これは、法律に規定する条件以外の場合には私権に制限を加える

です。
○倉石國務大臣　都道府県知事は、その申請にか
かる行為がこの保安林の指定目的の達成に支障を
及ぼすと認めた場合を除いて許可しなければなら
ない、というふうに本法は言っておりますが、許
可権者が保安林の指定目的の達成に必要な限度を
越えてまで権限を用いるのはいかがか、私権をい

○平松政府委員　ただいま先生御指摘の「著しい」という文言は、「水の確保に支障」というところと「環境を悪化」というところに「著しい」という表現を用いておるわけでございますが、これは、森林を森林でなくするわけでございます。森林が水資源の涵養ということに役立つということは本委員会でもたびたび議論されておるとおりでございますから、その森林を森林でなくするわけでございまして、水の確保に何らかの支障が来るということは当然考えられるところでございます。また、環境の悪化につきましても、森林に林木が生立しておるということが一つの環境をつくっておるわけでございますから、その林木をなくするということが環境条件の悪化ということの結果を来したということとは当然でございしますが、そういうような事態を考えまして、ただそのことだけで開発が全然だめだというようなことになりますと、権利に内在する受忍義務というようなことで縛っていかどうかという点に問題があるのではないかと、これは、やはり、そういう権利に内在する義務というところで開発行為を規制するということでございます。

いまの林政部長の答弁だと、二号の「著しい」という場合は、この森林が水がなくなることによつて破壊されるおそれがあるということを言いましたが、長官、そういうことですか。

○福田(省)政府委員 著しく破壊されるということとをば使つておりますことは、森林内で開発行為をしますと、水の影響は多かれ少なかれ必ずあると思います。ですから、「著しく」ということばをとりますと、極端に申し上げると、これはある程度影響があるものでございますから、開発行為に伴つて影響のあるものはみんな許可できない。そうすると、農業開発その他もいろいろできないという問題もございますので、わかりやすく申し上げるとそういうことで、特に、環境の場合と水の場合は、土砂の崩壊という直接の災害とか、そういうものと区別して「著しい」というようなことばを使つたものでございます。

○芳賀委員 いまの答弁を聞いておると、森林の一部が開発されると、その周辺が機能を失って破壊されるおそれがあるということで、そのための水の確保ということを平松君が言っておるんだが、そうじゃないでしょう。森林自身が保水機能を持つておるわけですからね。緑のダムというわけです。その森林の保水機能によって、それが水系別に下流に、水源機能を果たして水を供給しておるわけでしょう。上流の森林地帯において乱開発が行なわれた場合に、その流域の水源機能というものを喪失するおそれがある、それが公益性というものに、下流域等に支障を多く及ぼす、そういう顕著なことになるといへんだからこれは認めぬ、そういう意味じゃないですか。森林の樹木自体は流域から水を吸い上げる必要はないのですよ。降雨等によってその樹木自身が保水機能を持つておるわけだし、そして、その樹木の根が一定の保水をやっておるわけですからね。そして、結局、自然に水源機能を果たし、流域に水を自然的な状態の中で供給する役割を果たしておる。そういうことの支障を防止するためにやるんじゃないですか。

○福田(省)政府委員 そういう意味で申し上げたつもりでございます。

○芳賀委員 だから、林政部長が出てくるたびにまともな説明をしていないわけだから、それで委員長にお願いして注意してもらったわけですがね。

次にお尋ねしたいのは、第三号の「当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること」ということの、この「環境」というのは具体的にどういふ範囲であるか。これを見ただけでは明確になっておりませんからして、この内容について、これは専門的なことになるわけですから、林野庁長官から説明をお願いします。

○福田(省)政府委員 具体的な例をあげて御説明したほうがいいかと思えますけれども、たとえ

ば、その辺の近辺の町村の方々が、レクリエーションの場として、たびたび来てそこで休養するとかいうふうな例が一つございます。そういうふうな場合に、その森林の開発によってそういう場所がなくなってしまうということは、やはりそういった影響を与えるわけでございます。一つの例を申し上げましたけれども、あまり長くなりますから……。

○芳賀委員 それでは、こういう場合はどうですか。たとえば、森林地域の中に開発が行なわれて、そのことによって森林の持つ機能というものの、生態系というものが大きくそこなわれるという場合、これは専門家の長官としてはもうよくわかるでしょう。そういうことがこの法律にうたつてあるところの「環境」の中に含まれておるかおらぬかですね。それはどうなんですか。

○福田(省)政府委員 森林そのものは、くどいようですけれども、林木ばかりでなくて、その下に草もあれば、こん虫もおれば、鳥もおれば、魚もおるといふぐあいに、先生御指摘のようにいろいろなそういう生態系が連続しているわけでございます。御指摘のとおりでございます。

○芳賀委員 いや、御指摘のとおりじゃなくて、この周辺の……。

○福田(省)政府委員 もう一度御説明申し上げます。

「環境」の中に含まれております。

○芳賀委員 「環境」の中に、一番大事な生態系の問題というものは明らかに含まれておるかどううか。そのとおりであると言うが、あなたのほうから、この「環境」というものは、まず第一にそれから始まって、レクリエーションまで入っているから、あなたの話はわかるけれども、そのとおりだなんて、おかしいじゃないですか。こっちは「環境」というのはどうだと聞いているわけだから、あなたが、答えるほうがそのとおりと言うのはおかしいじゃないですか。これは大事なことから、もう一回説明してください。その「環境」を、です。

○福田(省)政府委員 「環境」の中には、結論から申し上げると、いま先生御指摘のありました生態系の問題を含んでおるものと解釈いたしております。いま、レクリエーションの問題だけ取り上げただけでございますけれども、森林自体は、防風機能もありますし、防音機能もありますし、酸素を生産するとかということで大気も浄化するし、あるいはまた、そこにおるこん虫とか鳥とか、いろいろな生態系があるわけでございます。そして、「環境」というものの中には、御指摘のとおり、そういう生態系はすべて含むというふうに解釈いたしております。

○芳賀委員 それでは、大臣にお尋ねしますが、いま長官の述べたとおり、この第三号にうたつてある「当該開発行為をする森林が現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること」ということの、この「環境」の内容については、周辺の森林の生態系を著しく悪化させるおそれがあるという場合には、それは、「周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること」ということの中に包括されておることですか。大臣からここをはっきりしておいてもらいたい。

○倉石国務大臣 そういう考えでございます。

○芳賀委員 次に、この森林法と関係を持つておる問題ですが、農業振興地域の整備に関する法律が昭和四十四年に成立して、機能しておることは御存じであります。今国会には農振法の一部改正案が提出されるという予定にもなっております。そこで、お尋ねしたいのは、農振法の第八条の規定の中に農用地区域の地区の設定がなされておるわけですね。これは農振法によりまして、まず、農業振興地域というものが、都道府県知事の計画により、それを農林大臣が承認することになっておるわけでありまして、この設定された農業振興地域の中に、第八条の規定で農用地区域というものがさらに特定の目的をもって設定さ

れておるわけです。この農用地区域の中に森林が包括されておることは大臣も御承知のとおりであります。そこで、農用地区域内の森林に対して開発行為の申請がなされた場合においては、やはり、これを都道府県知事として取り扱わなければならぬということになるわけでありまして、この設定された農用地区域内の森林に対する開発行為というものの対しては、今回の改正法案にはその根拠が全然出てきていないわけですね。しかし、農振法というものは厳然と働いておるわけでありまして、その関係の上で立つての特定森林の開発行為というものの対してはどういうような具体的な効果ある規制をするのか、その点をこの際明らかにしていただきたいと思うのです。

○大河原(太)政府委員 お答えいたします。

農用地区域内の開発行為のたゞいまの御指摘につきましては、別途、今国会で提案を予定しております。農業振興地域の整備に関する法律の一部改正の中におきまして、宅地造成等の土地の形質の変更につきましては、その土地の地目のいかんにかかわらず規制をいたす、許可制をかけるということを考えておりますので、たゞいま先生御指摘の農用地域内の森林等も含めて、包括的な形で実現するよう、たゞいま準備中でございます。

○芳賀委員 三月八日まで、ですか。今国会に提出される予定で作業を進めておるわけですね。だから、まだ提案にはなっておらぬが、現在の農振法の法律のどこに新しくどういふ規定を設けることにするので絶対に心配はないというように、大事な点ですから、官房長からもう少し具体的に述べてもらわぬとなかなか信用できないわけですね。

○大河原(太)政府委員 たゞいまの事案につきましては、政府部内でたゞいま法制局審議等を急いでおるところでございます。三月八日に提案いたします予定でございますが、提案いたします改正法に一条を設けまして、「農用地域内における行為の制限」という条項で、農用地域内において次に申しますような行為をしようとする者は、あらか

じめ農林省令の定めるところによりまして知事の許可を受けなければならないという規定でございまして、その中では、宅地の造成、土石の採取とか、その他土地の形質の変更、建築物その他の工作物の新築なり改築または増築、水面の埋め立てまたは干拓というような行為をすべて規制いたすということでございます。

○芳賀委員 それは、大河原官房長の段階まではそうなっているのでしょうか。これから先が、提案する場合には各省と相談するとか、閣議決定を経なければならぬわけですが、農林大臣は、農振法の作業についてはわかつておるのですか。

○倉石国務大臣 いま事務局からお答えいたしましたように、ぜひ成案を得て御審議を願うために、なるべく早く提案いたしたいと思っております。

○芳賀委員 本来であれば、農振法の提出を待つて並行的にこの件は扱えばいいわけですが、けれども、官房長並びに、特に農林大臣が間違いないというところから、この点については不安がないと認めておきます。

その次にお尋ねしたいのは、開発行為の許可に關しては都道府県知事の権限ということになっておるわけですが、これは非常に重要な事項であるというふうに私も考えますので、重要事項であれば、現行法においても中央森林審議会——これは大臣の諮問機関になるわけですが、都道府県には都道府県森林審議会というものがあつて、森林計画の問題をはじめ、森林法に規定された重要な事項についてはすべて都道府県知事、農林大臣から諮問があり、都道府県知事、農林大臣は当該審議会の意見を聞いて処置しなければならぬということになっておるわけでありまして、せっかくの改正の機会でもありますから、開発許可については、都道府県の場合には都道府県森林審議会の意見を聞いて知事が誤りのない確かな判断を下すという法律上の手続を明確にしたほうがいいんじゃないかと私も思つては思つておるわけでありまして、ただ、現行森林法の中には、

森林法の各規定の中の重要事項については必ず森林審議会の意見を聞いて、ということになっておりますから、そうであれば、今回の開発行為の許可については、これはいままでにない重要事項ですから、法律に書かなくても、当然知事は当該森林審議会の意見を徴して処置をする——この点は、大臣としてはどういうふうに考えていますか。

○倉石国務大臣 御指摘のように、森林審議会につきましても、森林法上、その施行に關する重要事項については農林大臣または都道府県知事の諮問に答えることとされております。そこで、許可審査基準、乱開発問題等、こういう規模、態様等の開発行為につきましても、法の施行上当然重要事項でございまして、審議会に諮問するように指導してまいりたいと思つております。

○芳賀委員 それでは、法律にうたわなくても、開発行為に對する許可事項というのは、森林法の規定から見れば当然重要事項ということになるのですが、ただ、全国の都道府県知事にまかせるわけですから、やはり、統一的な尺度によつて都道府県知事が申請された事実というものを整理をして、そして、重要なものは審議会の意見を聞くという事務手続が必要になるわけだと思つておるわけでありまして、

まず、第一は、重要なものについては当然知事は都道府県森林審議会の意見を聞かなければならぬように農林大臣として指導する、そういうことですね。

○倉石国務大臣 そういうふうに指導してまいりたいと思つております。

○芳賀委員 大臣、いまのように明快にやつてくだされ。

次にお尋ねしたいのは保安林の指定の問題ですが、現在の二十五条第一項には、保安林指定の事項というものが一から十一まで列挙されておるわけでありまして、その中に、最近問題になっておるところの市街地周辺の環境緑化に適合する森林を保安林として、十一号まであるところにもう一

号加えて明確にすべきではないかというふうに思つておりますが、この点については、農林大臣としてはどういうふうに考えておられますか。

○倉石国務大臣 保安林の指定目的といたしまして、現行法第二十五条でありますか、「公衆の保健として、市街地の周辺にありまして、大氣の淨化、じんあい、ばい煙等のろ過の保健機能の發揮によりまして、良好な生活環境の保全及びその形成に資するものを整備すること、この法でなつております。したがつて、これによりまして、市街地周辺の環境緑化の目的は十分達せられるのではないかとおもうと思つております。

○芳賀委員 それでは、現在の保健保安林というのは、具体的には、保健保安林の中に、たゞいま私が提議いたしました市街地周辺の環境緑化のための森林を内容を強化して加える、あるいは加えてあるというのですか。これは長官からでもいいですから答えてもらいたい。

○福田(省)政府委員 そういう考えであります。

○芳賀委員 次に、お尋ねしたいのは、これは森林組合並びに連合会に關する事項ですので、事務的な答弁でよろしいわけですが、今回、森林組合並びに森林組合連合会の事業を拡大するという目的で改正が行なわれておるわけでありまして、その中には、私も検討しても、これは当然であるという事項もあつたので、それは除きまして、問題となる点だけについてお尋ねをいたします。

その一点は、第七十九条第七項の規定であります。これは森林組合が新たな事業として組合員の委託を受けて、先ほど議論いたしました地域森林計画の区域から除外される森林等を対象にいたしまして、その売買行為あるいはまた区画形質の変更をする造成事業等を行なつて、これの売り渡しもできるということになっておるわけでありまして、現在の森林組合の果たすべき目的から見れば、場合においてこれらの事業というのはなじまないんじゃないかと私は考えておるわけでありまして、

現在の法律規制に基づく事業でさえも、全国的に見ると、その五割も事業を行なうことができないというふうな現状の中において、問題になるようなこういう事業というものをして加へなければならぬか。その点について、これは事務的な答弁をしてもらいたいと思つております。

○福田(省)政府委員 最近、農林家の離村、山村におきまして過疎化の進行に伴ひまして、不在森林所有者などの所有山林の管理が粗放化される傾向にございまして、これは御承知のとおりでございまして、無秩序かつ投機的な林地の取得や無計画な開発の傾向が強まっております。そのために森林の適切な管理経営というものは阻害されるおそれが大々くございましておると思つております。

そこで、森林組合に森林自営の事業を認めることとしたのは、このような状況に對処しまして、林地の森林経営としての利用を確保しまして、森林の有する公益的機能等、そういった諸機能の維持増進をはかるという考えでございまして、そういうことをやつてもうらうには森林組合が一番適格であろうというふうに考えたのでございまして、

○芳賀委員 それでは、大臣、この条文の問題になる点を読んでお尋ねをしますが、「組合員に出資をさせる施設組合は、組合員の委託を受けて行なうその所有に係る森林の土地で林業以外の目的に供されることが相当と認められるものの売却し又は区画形質の変更の事業並びに組合員からのその所有に係る森林の土地で林業以外の目的に供されることが相当と認められるものの買入れ及びその買入れに係る土地の売却の事業を行なうことができる。」というのですから、この事業はおおよそ開発行為の事業と言っても差しつかえないわけですね。その事業の対象を第五条の地域計画から除外される森林の問題で置問をしたわけでありまして、この組合が行なう事業の対象というものは、第五条で除外される民有林である森林というものに對して、そして、開発行為を行なうというものを森林組合自身の事業目的にするという

ことになるので、この点が第五条との関係でたいへん重要な問題ではないかというように私は考えておるわけですが、こういう事業というものを森林組合の事業として行なわせることがはたして適当であるかどうかという判断もしなければならぬと思ふわけですが、たとえば、同じ市町村区域の中において農業協同組合というものが現存しておるわけですから、その協同組合の組合員というものは、その森林所有者の、在村しておらない所有者は別といたしまして、在村の所有者で、あわせて農業を営んでおる者、あるいは林業だけを営んでおるものもいわけですが、それはもうすべて地元の農業協同組合の正組合員として生産活動に従事しておるわけでありまして、たとえ昭和四十五年の農協法の改正、さらにまた昨年の農協法の改正の中において、農業協同組合が組合員の所有する土地を対象にして委託を受けて区画形質の変更の事業をやる、あるいは造成された土地に住宅等の建造物の建設をする等の事業も、これは協同組合が行なうて、その売り渡しもできるといふふうになつておるわけでありまして、結局、同じ市町村の中における農業協同組合のすで行なつておる事業と、これからまたその同一地域の森林組合が類似工事を競合して行なわなければならぬということになるわけでありまして、どうしても必要であるという場合においては、農業協同組合としてそういう事業を行なうことが適当でない。だから、協同組合の行なう事業というものを廃止して、今度は森林組合にこれを行なわせるというふうな、そういう自信のある改正ではないかと私も見ておるわけでありまして、無用な競合とか摩擦、未熟な森林組合の事業に混乱を与えるような問題をこへ持ち込んで、何でも、隣の協同組合がやっていたらそのまねをしなればならぬというものではないわけでありまして、われわれはこれはもう絶対に必要なしと判断しておるわけでありまして、これに対して、農林大臣としてはどういうお考えですか。

○倉石国務大臣 森林組合は、もう御存じのよう

に、従来から、森林の経営指導、受託施業、経営等の事業に加えて、さらに今回の改正案では、森林経営の自営や林地供給事業も行なうことができるようになることが予定されております。専門的な分野でございまして、やはり、これはこれとして、森林組合が独自で行なうというシステムが一番いいのではないかと、簡単に申せば、そういう考えであります。

○芳賀委員 農林大臣のところは長野で、森林地帯の農山村が多いわけですが、安田委員も北海道ですけれども、私どもの市町村地域の森林組合は、森林面積は倉石さんのところよりも相当多いんですよ。ところが、私の町においては、森林組合は町長が森林組合長をやっておるわけですが、森林組合の主事は、長年役場に勤務した定年退職の職員がやっておる。その下に女性の若い職員が一人おる。こういう体制なわけですね。これは施設森林組合なわけですが、ただ、いままである法律の事業範囲においても、補助金の申請とか、造林の関係とか、そのくらいのことしかやっていたのではないですか。これは法律が今度できたから、施設森林組合の、各森林組合の定款の変更あるいはこれに伴う規定というものを当然総会の議決で農林大臣が示す準則に従つてつくることになるが、これはどの森林組合にでも、施設組合であればやれるとかやりなさいというところまでまだ進んでいないのです。そこで、全国の森林組合の中でこういう事業を十分果たせる力を持った組合も、全体から見れば少ないが、確かにあると私は思ふわけですが、だから、これは必要ないと私も判断しておるわけですが、かりにどうしてもやるということになれば、一様にやるということじゃなく、農林大臣の指導を通じて、森林組合の現在の事業の状態や実績というものがこういう新規の事業を組合事業に取り入れてやれる幾つかの要件というものを示して、この要件に適合する森林組合の場合においてはこの事業を行なつてもよろしいというふうな段階的な指導というものを堅実にやらないと、これはたいへんことになるのではないかと

いかと思ふのです。かりにこれが成立した場合のあとの運用とか組合指導というのに対して自信を持つてどうするか、この点はいかがですか。

○倉石国務大臣 地方によりましては、森林組合の人が農協に参加し、重複しているところがあるところが多いと思ひますが、お話しのようなことでございまして、この事業は、その性格上御趣旨のような慎重な取り扱いを必要といたしますので、経営基盤が強固で十分な事業執行体制の整つております組合につきましてこれを行なうように指導いたしますとともに、その実施にあたりましては、委託による事業を原則とすることとして、財務の悪化をもたらさないようにいたしますほか、ほかの事業との区分、経理、余剰金の積み立てを行なわせるなど、森林組合が無理な事業執行を行たさないように指導してまいらるつもりでござい

○芳賀委員 次に御尋ねしたいのは、第八十五条の二の關係であります。森林の経営に関する事項です。今度の新しい条文がまことに理解しがたいう条文になつておるので、この点が十分理解できないように、全国の林業者等に明らかにしてもらいたいと思ひます。

一応読んでみますが、「出資施設組合は、第七十九条第一項の規定にかかわらず、組合員の三分の二以上の書面による同意を得て、森林の保続培養及び森林生産力の増進を期するためにはその組合が自ら経営することが相当と認められる森林で、その組合の地区内にあるもの及びこれにあわせて経営することを相当とするその組合の地区外にあるものにつき、森林の経営（委託又は信託を受けて行なうものを除く。）及びこれに附帯する事業を行なうことができる。」となつてゐる。この内容について一、二明らかにしておきたいと思ひますが、この中の「その組合が自ら経営することと相当と認められる森林」というのはどういふ森林ですか。これはむづかしい問題だから、組合課長でもいいですよ。

○平松政府委員 この条文の「自ら経営すること

が相当と認められる」というのは、所有者が自分でつぱに経営をしておるといふふうな形のものについて、あえて森林組合がみずから行なう必要はないわけではございまして、そういう人がいないで森林組合がやるということによつて経営効率が上がつていくというふうなもの、そういうような形のものをお考えでおるわけではござい

○芳賀委員 私の聞いてゐるのは、この「森林」とは、たとえば所有権がどういふ形態になつておるか。その「森林」はどうなんですか。こゝで言う「森林」というのは、一体だれが所有している森林なわけですか。部長、あなたが無理することはないですよ。隣に組合課長がおるわけですか。

○鹽田委員 お答え申し上げます。

この条文で予想しておりますのは、先ほど林政部長から御答弁申し上げましたように、山村の過疎化等に伴ひまして人口が流出をし、その流出後の山林が管理者がいなくなつて荒れてしまつていふ事態が起こりますと、森林の公益的機能がそこなわれる、これを良好に管理して持つていく、こういうことが必要でございまして、その地区の森林組合はその地域の林業のなにか手という意味で、それを管理する能力と責任において最も適格であるということとこれを引き受けるというのが趣旨でございまして、したがひまして、その山を管理する人ができない場合に、それを引き受けるというのが第一の要件でござい

したがひまして、その山については、都会に出たような人から所有権を引き受ける、あるいはその土地の借地権を設定するといった方法をとりまして、森林組合がみずからその山についての経営を行なう、こういうことに相なるわけではござい

○芳賀委員 こゝで言う、その森林の自営ということになれば、結局は、その森林組合がその森林を森林組合の所有に帰属させてみずから行なうということではなければ、この法律は、法律だけ変えても動かないんじゃないですか。その点はどうで

すか。

○**要説明員** 森林組合が所有権を買取、または借り入れる、こういう形でやるわけでございます。

○**芳賀委員** だから、わざわざその委託、信託を受けて森林組合が行なうことはだめということになっておるでしょう。それ以外の、みずから行なうということになれば、結局、その森林組合が所有権を確保して、自分の山としてみずから森林経営を行なうということになるわけでしょう。そういうことであれば、わざわざここに新しい条文を新設する必要はないじゃないですか。

○**要説明員** おっしゃるとおり、森林組合がその土地を所有して経営に当たるといふ姿が一番多かろうと思っておりますが、現在の施設組合、普通の森林組合におきましては、みずから森林を所有して経営をするという権能が与えられておりませんので、先ほど申しましたような目的のために森林組合がそれをするというのができるような改正規定を置いたのが趣旨でございます。

○**芳賀委員** そうであれば、規定に不備があれば、その森林組合の地域内の組合員である森林所有者が、自分の組合に対して、私の所有しておる森林を今度組合として買い取ってほしい、というように、買いつけた森林は、これはまた他に転売をしないで、森林組合の自営ということをやつてもらいたいというように申し出も有り得るわけですから、そういう場合には、率直にそれを買いて受けて共同で自営するということは、これはわれわれとしても推奨することですからして、その道を開くこともないではないか、というのじゃないですか。何か裏道をこそそこそ歩くようなやり方はまことに陰性で、悪例を残すのですよ。これは組合課長が最初の起案者ですから……。

○**要説明員** これは先生のおっしゃるとおり、山について、森林組合に管理をしてもらいたいという、こういう売り渡す人の意思が第一の前提でございます。それを受けて森林組合がその経営に当たる、こういうことを予想しております。

て、また、運用上もそのような指導をいたす、こういう考えでございます。

○**芳賀委員** もうすでに現在においても委託を受けて森林経営の事業をやつておる。信託を受けて、その森林というものを維持して、適正な運用をやつておるわけでしょう。それ以外に、今度は、特定の森林のみから経営するということがなれば、これは一体何を対象にしているかわからぬということになるのですよ。だんだん山村が過疎化して、結局、在村の森林所有者が少なくなるわけでしょう。農協法の場合には、その地域を離れば、これは組合員資格を失うということに法律ではつきりしておるが、森林組合の場合には、現に不在村の大山林所有者も、これは正組合員としての参加を認めておるわけですからね。困った状態では山村を離れても、自分の意思でこの山林を自分の所有にしておくということになつても、これが不在村になつても、組合員等の資格をちゃんと持つておるんじゃないですか。そうでしょう。貧乏してはなくなつたのは、これはよそへ行つては組合員資格はない。大山持ちの場合には、北海道と東京に離れていても、それは正組合員としての相当の影響を持つておる。そういう差別をしたような不在村の組合員の扱いというのは、協同組合の原則から言つても、これは間違ひじゃないですか。こういう未熟なものはこの機会でもなくともいいのじゃないですか。次の機会というものがあつたわけだからね。

○**要説明員** 先生がおっしゃいますように、その所有者が森林組合に委託ないし信託をしたいというふうな考える場合もあり得るわけでございます。その場合には、森林組合は、みずからの本来事業としてそれを行なうことに相なるわけでございます。これは現在でも、必須事業といつてしまつて森林組合が行ない得るということでございます。したが、その所有者がまた買い取りを希望してまいりまして、森林組合がやはりそれに当たらざるを得ないという事態もあるということとでございますので、そのために道を開いた、こ

ういう趣旨でございます。

あくまでも、その所有者の意向というものが基礎にございまして、森林組合の事業がそれに対応した形で仕組まれる、こういうことを私ども考えておるわけでございます。

○**芳賀委員** そうすれば、結局、森林組合が地域内の森林を買受けることができる。いままでそれができなかった場合には、その地元の森林所有者から、合意によつて森林の権利移動をして、移転をして、森林組合が買い取りで森林を所有することができるといふようにする目的なんではないか。そうじゃないのですか。

○**要説明員** 森林の経営を行ないますために所有権を買受ける、あるいは借り受けるということになるわけでございます。

○**芳賀委員** この法律がかりに通れば、それはできるといふわけだ。

○**要説明員** そのとおりでございます。

○**芳賀委員** もう一つ、これについて。そうするためには、組合員の三分の二以上の書面による同意を得なければならぬ。これがまたおかしいじゃないですか。書面による同意ということになれば、森林組合の職員ないしは数名の役員がおるわけだから、その人たちが手分けをして、同意書をつくつて、署名簿のようなものをつくつて個別に巡回して、そうして捺印をしてもらつて、判この数だけ三分の二以上になれば、これで成規の手続による合意が成立したという形式を整えてやるつもりでございまして、これは邪道じゃないですか。

○**要説明員** この森林のみずから経営するということにつきましては、今度の改正法で定められる新しい事業でございます。森林組合がこの新しい事業を行ないます場合には、森林法の第百三条によりまして、事業については定款に定める、ということになっております。

そこで、その定款を定める手続がございまして、これは現に定款のあるものについては変更ということになるわけでございますが、総会の特別議決にかかつておるわけでございます。これは通

常の議決よりも要件が重くなつておりまして、組合員の半数以上が出席し、三分の二以上の賛成によりまして議決をする、こういうことになっておりますので、その特別議決というものを経まして、組合といつたしまつては、この新しい事業に取り組むことができる、と、実は、こういう前提がございまして、まずこれをやりまして、また、相前後して、同時に、この事業を行ないますためには組合員の三分の二以上の書面による同意を必要とする、と、先生御指摘のような手続を考えておるわけでございます。

その趣旨は、やはり、森林組合が森林の自営をいたしますのは、組合員の利益との関連もございまして、それに配慮しながら地域の林業の適切な執行を確保するという趣旨でございますので、加重の要件としてこれを定めたという趣旨でございます。

○**芳賀委員** 組合課長、あなたは初めての答弁だけれども、われわれ委員はものごとを知らないで、わかるために聞いておるのじゃないですか。問題があるから、これはおかしいじゃないかということを指摘しておるわけですよ。何も、組合法のイロハをここで言つてくれと言つたんじゃないですよ。いいですか。

いまのあなたの答弁を聞いても、何も三分の二以上の同意のために同意書をまとめるなければならぬという要件は要らないじゃないですか。何のために不必要なものをここに自営の問題と混合してやるかというところに大きな欠陥があるので、この前段の規定は必要がないということに注意をしておるわけですよ。いいですか。この森林組合は、今後区域内の組合員から森林を買取りすることができ、その買いつけた森林は必ず自営しなければならぬということに今度は新しく制度ができるわけでしょう。そうすると、買い取り行為と自営行為というのは、重要な問題であれば、これに必要な規定を農林大臣がつくつて、そうして場合によつては定款の中に特別の規定を——これは総会の議決を経て、組合が保存して順守しなけ

ればならぬということになるわけだから、当然その場合定款の変更が必要になる。定款変更の議決は、出席者の三分の二以上の同意による議決がなされなければ、どんないいことをするとしても定款の変更はまずできないわけですから、組合員の三分の二以上が総会の席上で同意するということがなれば、そこで、法令上から見ても完全な実行ができるという根拠ができるわけです。それができれば、あとは必要な規定等を整備して、森林事業の自営の事業については、毎年度定められた事業計画の中において、みずから行なう森林経営についての事業計画あるいは収支計画を明らかにして、それで総会の普通決議で承認を得れば、それに従って忠実に業務を遂行するということで、これでもう一切手前は済むわけじゃないですか。そのほかに、おやじさんが出かせぎに行っておられるような家庭をぐるぐる回って、かあちゃん、何にも悪いことじゃないから判を押してくれというところで、数だけ組合員の三分の二集めても、それは権威も何もないじゃないですか。こういう必要のないものをわざわざしようとだまに規定の中に入れるということ、それ自身が間違いないんですよ。だから、この際、率直に、前段のそういう不必要な点については、むしろ進んで訂正をして、きちっとしたものでこの法律を上げるということが必要じゃないかと思うのです。大臣、お聞きのとおりなわけですが、これはもう即断即決で、間違ったらここをはずすならはずすでいいですけれども、これはどうですか。

○倉石国務大臣 事務当局側からる御説明申し上げましたことを政府の意見であると御理解いただきたいと思います。

○芳賀委員 いや、その中に間違いがあるわけだからね。これを通しちゃってから、全く面目に関するような大失態だということになると、大臣はじめ農林省の醜を天下にさらすことになるわけですよ。農林省の官僚知能はそこまで低下したのかと言われますよ。それを私はおそれて言っているわけですから、恥をかいてもかまわない、やらし

てくれというのなら、それは多数で決めなされることはやむを得ぬですけれども、どうですか。

○福田(省)政府委員 御指摘の点は、これは二重、三重になった、非常にむだな、人に迷惑をかける手続じゃないかということでございますけれども、この問題につきましては、森林組合として初めての事業でもございまして、私たちは、できれば組合員全員の同意を得てやるのがしかるべきじゃないかということからも発想しておるわけでございます。そこで、定款を変更しまして、そうして総会で決めればいいのでございまして、でも、半分しか出席しておりませんので、なお三分の二ひとつ丁寧に聞こう、こういう趣旨でございます。なお、水産業協同組合法の七条二項にやはり同じような規定がございますので、それひとつ引用したところでございします。

○芳賀委員 他の農林関係の協同組合法の一部をまねて、木に竹を倣いだのようなことをやるからこういうことになるんですよ。

重要な点はもう一通りむだを省いて質問したわけですが、最後に、農林大臣にお尋ねします。農林委員会における決議の尊重ということについて、信義を逸脱するようなことがしばしば行なわれておる点ですが、森林法の関係につきましても、昭和四十三年三月十四日、森林法の一部を改正する法律案が委員会でも可決された際、附帯決議が五項目にわたって全会一致で議決されておるわけでありまして、その第五項目に、「今後の林業政策推進上、重要な役割を担うべき森林組合の育成強化について必要な措置を講ずるとともに単独法の制定について検討を加えること。」という項目があるが、この決議について、時の農林大臣は、ただいまの決議の趣旨を尊重して鋭意努力しますという言葉を、政府側の意思表明しておるわけですよ。これは一度だけじゃないですよ。森林法の改正のたびに、森林法の中から森林組合並びに森林組合連合会の規定を取りはずして単独立法にすべきであるということをししばしば委員会の意思として指摘しておるにもかかわらず、そのた

びに尊重します、尊重しますと言いつながら、尊重だけで全然足踏みしておるじゃないですか。こういうことではおざなり答弁で、結局、委員会の議決の権威というものは地に落ちてしまうというおそれがあるわけですよ。

もう一つあわせて申し上げたいのは、これも林業に関係あることでありますが、昭和四十六年三月の当委員会における林業振興に関する特別決議の際には、倉石農林大臣が当時も大臣をやっておられまして、六項目にわたる林業決議に對しても、農林大臣は非常に神妙な態度で、ただいまの決議の趣旨を尊重して努力します、と言っているんですよ。特に、その中の第一項目については、今後資源問題を中心として森林資源の拡大をはかり、国民経済に大きく貢献する目的で、造林については現行制度でいろいろな角度から造林の推進をやっておるが、この際、国が行なう民有林の造林制度等についても政府として検討して、その実現につとめるべきである、と、これが決議の第一項の内容であります。これに對しても總体的に努力すると言っておりながら、全然検討のあとも見えないし、実施についての前向きな態度というものを見受けることができないわけですよ。きょうは林業決議の内容等については機会を他に譲りますが、とにかく、委員会における決議というものが、単に儀礼的な行為として、尊重します、努力しますで終わつたのではたいへんな事態になるわけですよ。倉石大臣自身は国会に議席を持つておるわけでありまして、われわれと同僚の一員ですから、お互いに立場が一時変わっても、立法院における立場で、十分、国会の権威の保持ということには当たるべきであると思うのです。その点については大臣のまじめな御意思を承りたいことと、あわせて、今回の森林法の改正にあたっては、決議の趣旨あるいは全国的な森林組合関係等の強い要望というものが、一日もすみやかに森林組合法の単独制定を実現してもらいたいという要望、これは宿願になっておるわけですから、この点について、農林大臣としての積極的、具体的な

御意思があれば、この際述べてもらいたいと思います。

○倉石国務大臣 政府といたしましては、国会の御決議は十分尊重して対処いたしたいかなければならないと考えておることは当然でございます。いまお話しした単独立法のことでございますが、これはけさほど角屋さんにもお答え申し上げましたが、農協とこちらのほうとは若干性格を異にいたしております点もございまして、そういうことについては慎重にさらに検討をする必要があるというところで検討いたしておるわけでありまして、もう一つのお話しの林業の振興決議についてでございますが、もちろんこれを尊重してまいることは当然なことではあります。林業の国土保全等の公益的機能と、それから木材生産の経済的機能を総合した森林資源に関する基本方針、それから林産物の供給見通しの改定、造林事業の積極的拡充、林道整備の促進、自然保護に配慮した森林施業の拡充、それから国有林治山事業に対する一般会計負担の拡充などもいたしたことは御存じのとおりでございます。これらにつきましても、御決議の趣旨を尊重しながら、こういう方向の政策を盛ってきておるわけでありまして、

なお、お話しのごいしました民有林の分収造林のことでございますが、林業基本法に定めております林業者及びその組織する団体の自主的な努力を助長するという、民有林造林の基本的方向との関連におきまして、さらに慎重に検討を進めてまいる必要があると存じております。こういう点につきましても、御趣旨を尊重しながら、私どもはさらに検討を続けてまいるつもりでございます。

○芳賀委員 ただいまの農林大臣が林業基本法を引用した分収造林の今後の政府としての検討の方向については、これは重大な発言であります。きょうは特にそれに対する論議は保留しますが、これは大臣がそう言ったからいいというわけではないですよ。きょう大臣はそういう発言をした。それに対して、次の機会に私のほうから——林業基本法の第七条の定めというものは、昭和三十三年

に、政府案と私ども社会党が提出した森林基本法等との並行審議の中で、政府提案の森林基本法案は、委員会の意思をもって大幅に修正をされたわけですが、それが現在の森林基本法案の実態でありますからして、たまたま第七条を引用されましても、それはわれわれが修正した大事な箇所でありまして、それをもつてして、国が民有林に対する分収造林制度をすることは林業者並びに団体の自主的な行為を阻害する、支障を与えるということとは全然違ふのですから、その逆ですから、この論議はあとに譲ることにいたしまして、ただ一点、この森林組合の単独法の設定については、従来の経過からして、附帯決議や大臣の答弁だけではなかなか信用することができない。そういうことを配慮して、次に農林委員長提案の修正案が出される予定になっておりますので、その際、修正案の内容等については、特に森林組合の単独法制定の問題等については、委員長から提案される修正の中に、それを目標にした検討事項というのが明らかにして出されるということをも十分覚悟して、そのあとで政府の所見があれば、あとで述べらるべきであるというふうに思ひます。

以上で、本日は、質問を終わります。

○仮谷委員長 これにて、本案に対する質疑は終了いたしました。

○仮谷委員長 この際、昨日来より、各派理事間等において、修正要綱について鋭意真剣に協議をしてまいりましたが、その協議がととのいましたので、私の手元で起草いたしました本案に対する修正案を提出いたします

森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案に対する修正案

森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち、第十条の二の改正規定中第四項

を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項各号の規定の適用につき同項各号に規定する森林の機能を判断するに当たつては、森林の保続培養及び森林生産力の増進に留意しなければならない。

第一条のうち、第十条の三の改正規定中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第三條中「(昭和四十八年法律第 号)」を「(昭和四十九年法律第 号)」に改める。

附則第一条第一号中「次条」を「附則第三条」に改め、同条第二号中「附則第三条」を「附則第四条」に、「昭和四十九年四月一日」を「昭和五十年四月一日」に改める。

附則第十四条を附則第十五条とし、附則第三条から附則第十三条までを一条ずつ繰り下げ、附則第二条中「前条第一号」を「附則第一条第一号」に改め、同条を附則第三条とし、附則第一条の次に次の一条を加える。

(検討)

第二条 政府は、森林組合の組織及び機能について検討を加え、その結果に基づいて法制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

○仮谷委員長 修正案はお手元に配付してあるとおりであります。

その案文の朗読は省略して、以下、修正の趣旨を簡単に申し上げます。

一、民有林の開発行為の許可基準の適用にあつては、森林の保続培養及び森林生産力の増進に留意しなければならないこと。

二、政府は、森林組合の組織及び機能について検討を加え、その結果に基づいて法制の整備その他の必要な措置を講ずること。

三、全国森林計画の計画事項にかかわる施行期日を一年延期し、昭和五十年四月一日とする。

以上が修正案の趣旨及び内容であります。何と

ぞ全員の御賛同を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○仮谷委員長 修正案に対して別段御発言もないようでありましたので、原案並びに修正案を一括して討論に入りたいと思ひますが、別に討論の申し出もありませんので、これより採決に入ります。

まず、委員長提出の修正案について採決いたします。

委員長提出の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○仮谷委員長 起立総員。よつて、委員長提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いて、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○仮谷委員長 起立総員。よつて、本案は修正議決すべきものと決しました。

○仮谷委員長 この際、ただいま議決されました本案に対し、附帯決議を付したいと存じます。案文を朗読いたします、その趣旨の説明にかえたいと存じます。

森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は本法の施行にあたり、左記事項について、適切な措置を講じ林業の一層の振興に努めるべきである。

記

一 全国森林計画の策定にあつては、国有林、民有林の有機連けを図ることとし、国有林の地域施業計画の樹立、改訂に当つても、当該都道府県知事の意見を十分に尊重すること。

二 開発行為の許可制については、森林の乱開

発として問題となつてゐる事案が規制できるようその対象を定める等具体的運用基準を明確にするとともに、開発行為の規制について関係者の意向を十分反映するよう必要に応じて都道府県森林審議会の意見を聞くほか、国、地方公共団体等の実施する開発行為についても開発許可制度の創設の趣旨を徹底する等その運用について厳正を期すること。

三 造林事業の一層の推進を図るため、造林、保育、間伐等森林造成施策の体系化、施業の共同化、分収造林の拡充強化を図ること。

四 国内森林資源の整備強化を図るため税制、財政、金融等総合的な施策の充実に努めること。

五 森林火災、病虫害等森林被害の増大に対処して、森林火災の防止、病虫害防除等森林保全管理対策の整備充実を図ること。

六 森林組合については、森林組合制度の趣旨にのつとり、特に転用相当林地の売買について法改正の趣旨にそい運用する等諸事業の適正な運用が確保できるよう強力な指導を行い、その育成強化を図るとともに、経営基盤の強化、組合体質の改善に努めること。

七 林業労働に従事する者の福祉の向上、養成及び雇用の安定を図るため、林業労働者に対する社会保障制度の拡充に努めるとともに、各種の林業労働災害及び職業病の発生の防止を含めた労働環境の整備改善に努めること。

右決議する。

以上であります。本附帯決議案を本案に付するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○仮谷委員長 起立総員。よつて、本案に附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議について、政府の所信を求めます。倉石農林大臣。

○倉石農林大臣 ただいまの附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重し、善処してまいる

所存でございます。

○飯谷委員長 なお、ただいま議決いたしました本案の委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○飯谷委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○飯谷委員長 農用地開発公団法案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。倉石農林大臣。

農用地開発公団法案

農用地開発公団法

目次

- 第一章 総則(第一条―第七条)
- 第二章 役員及び職員(第八条―第十八条)
- 第三章 業務(第十九条―第三十条)
- 第四章 財務及び会計(第三十一条―第四十一条)
- 第五章 監督(第四十二条―第四十三条)
- 第六章 雑則(第四十四条―第四十六条)
- 第七章 罰則(第四十七条―第四十九条)
- 附則
- 第一章 総則

第一条 農用地開発公団は、開発して農用地とすることの適当な未墾地等が相当の範囲にわたつて存在する地域において、農畜産物の濃密生産団地の建設に必要な農用地の開発、農業用施設の整備等の業務を総合的かつ計画的に行うことにより、農畜産物の安定的供給と農業経営の合

理化に資することを目的とする。

(法人格)

第二条 農用地開発公団(以下「公団」という)は、法人とする。

(事務所)

第三条 公団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 公団は、農林大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四条 公団の資本金は、二億円と附則第六条第四項の規定により政府から出資があつたものとされた金額との合計額とし、政府がその全額を出資するものとする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公団に追加して出資することができる。

3 公団は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増額するものとする。

(登記)

第五条 公団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第六条 公団でない者は、農用地開発公団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、公団について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第八条 公団に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事四人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第九条 理事長は、公団を代表し、その業務を総

理する。

2 副理事長は、公団を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して公団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して公団の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、公団の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は農林大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第十条 理事長及び監事は、農林大臣が任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長が農林大臣の認可を受けて任命する。

(役員の任期)

第十一条 役員の任期は、三年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格事項)

第十二条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)。

二 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて公団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

三 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

(役員の解任)

第十三条 農林大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 農林大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに達しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により役員を解任しようとするときは、あらかじめ、農林大臣の認可を受けなければならない。

(役員との兼職禁止)

第十四条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、農林大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十五条 公団と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、理事長及び副理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が公団を代表する。

(代理人の選任)

第十六条 理事長は、公団の理事又は職員のうちから、公団の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第十七条 公団の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十八条 公団の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)

第十九条 公団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 近代的な農業経営の成立のために必要な農用地(耕作の目的又は主として家畜の放牧の目的若しくは養蚕の業務のための採草の目的に供される土地をいう。以下同じ)及び農業用施設を有する農産物の濃密生産団地を建設するため、次の事業を行うこと。

イ 農用地の造成(農用地間における地目交換の事業を含む)及びこれと併せて行う農業用施設(農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設(以下「土地改良施設」という)を除く。以下この号において同じ)の用に供される土地の造成又は改良

ロ 土地改良施設の新設若しくは改良又は農用地の改良若しくは保全のために必要な区画整理、客土、暗き排水若しくはこれらに準ずる事業として政令で定めるものであること、イの事業と併せて行うもの

ハ 農業用施設の新設又は改良であつて、イの事業と併せて行うもの

二 前号イ又はロの事業と併せて当該事業の実施に係る農用地に関する権利又はその農用地の利用上必要な土地に関する権利、農業用施設に関する権利若しくは水の使用に関する権利の交換分合を行うこと。

三 第一号の業務を行うことにより新設され、又は改良された農業用施設についての災害復旧事業を行うこと。ただし、当該業務が完了した後にを行うものを除く。

四 第一号の業務を行うことにより新設され、又は改良された農業用施設の譲渡を行うこと。

五 第一号の業務と併せて農機具、家畜その他農林省令で定める物の売渡しを行うこと。

六 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 公団は、前項の業務のほか、委託に基づき、農林大臣の認可を受けて、同項第一号イ若しくは

はロの事業として行う工事又は同項第三号の業務として行う工事と密接な関連を有する工事を行うことができる。

(事業実施方針)

第二十条 農林大臣は、政令で定めるところにより、都道府県から、区域を特定して公団が前条第一項の業務を行うべき旨の申出があつた場合において、申出の内容が次に掲げる要件のすべてを備えているものと認めるときは、その区域に係る同項の業務につき、事業実施方針を定め、これを公団に指示するとともに、その概要を公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 申出に係る区域が、開発して農用地とすることの適当な未墾地又は農業上の利用の程度が著しく低い農用地が相当規模の面積で存在する地域として政令で定める要件に適合するものであること。

二 申出に係る区域が前条第一項第一号の濃密生産団地の建設に必要な自然的経済的諸条件を有していること。

三 申出に係る区域の周辺の地域が、第一号に規定する未墾地及びこれに準ずる土地が相当の範囲にわたつて存在する地域として政令で定める要件に適合するものであること。

2 農林大臣は、前項の事業実施方針を定め、又は変更しようとするときは、大蔵大臣及び自治大臣に協議するとともに、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による申出を行う場合又は前項の規定により意見を聴かれた場合には、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

(事業実施計画)

第二十一条 公団は、第十九条第一項第一号の業務を行うおとするとときは、政令で定めるところにより、前条第一項の事業実施方針に基づいて事業実施計画を作成し、関係都道府県知事に協議するとともに、農林大臣の認可を受けなければ

ならない。

2 公団は、前項の規定により事業実施計画を作成しようとするときは、あらかじめ、農林省令で定めるところにより、当該事業実施計画の概要その他必要な事項を公告して、当該事業実施計画の概要に係る第十九条第一項第一号の事業の実施に係る区域内にある土地についての事業参加資格者(同号イの事業の実施に係る区域(事業実施計画の概要が同号ロの事業の内容の一部を含むときは、同号ロの事業の実施に係る区域を同号イの事業の実施に係る区域に含めた区域)内にある土地についての土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三条第一項各号に掲げる者に相当する者をいう。以下同じ)の全員の同意(当該事業実施計画の概要が第十九条第一項第一号ロの事業の内容の一部を含むときは、当該全員の同意及びその同号ロの事業の実施に係る区域内にある土地についての事業参加資格者の三分の二以上の同意)を得なければならない。

3 第十九条第一項第一号イの事業の実施に係る区域内にある土地についての事業参加資格者は、その者に係る土地につき所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者(当該土地についての事業参加資格者を除く)が他に存するときは、前項の同意又は不同意を公団に表示する前において、農林省令で定めるところにより、当該事業の実施につき、その使用及び収益をする者の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、公団と第一項の規定による協議をする場合には、関係市町村長に協議しなければならない。

5 事業参加資格者の範囲については、政令で定める。

6 土地改良法第五十六条第六項、第八十六条第六項、第九十九条第五項及び第八十七條第十項の規定は、第一項の場合について準用する。

(事業実施計画の変更)

を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、関係都道府県知事に協議するとともに、農林大臣の認可を受けなければならない。

2 公団は、前項の規定により事業実施計画の変更(農林省令で定める軽微な変更を除く)をしようとする場合において、同項の認可を申請するときは、あらかじめ、農林省令で定めるところにより、その変更後の事業実施計画の概要その他必要な事項を公告して、次の各号の区分により、それぞれ当該各号に定める同意を得なければならない。

一 その変更後の事業実施計画の概要が第十九条第一項第一号ロの事業の内容の一部を含む場合、その変更後の事業実施計画の概要に係る同号イの事業の実施に係る区域(その変更により同号イの事業の実施に係る区域の一部がその変更後の同号イの事業の実施に係る区域に該当しないこととなるものがあるときは、その該当しないこととなる区域をその変更後の同号イの事業の実施に係る区域に含めた区域。次号において同じ)内にある土地についての事業参加資格者の三分の二以上の同意及びその変更後の事業実施計画の概要に係る同号ロの事業の実施に係る区域(その変更により同号ロの事業の実施に係る区域の一部がその変更後の同号ロの事業の実施に係る区域に該当しないこととなるものがあるときは、その該当しないこととなるものがあるときは、その該当しないこととなる区域をその変更後の同号ロの事業の実施に係る区域に含めた区域。次号において同じ)内にある土地についての事業参加資格者の三分の二以上の同意

二 その変更後の事業実施計画の概要が第十九条第一項第一号ロの事業の内容の一部に含まない場合、その変更後の事業実施計画の概要に係る同号イの事業の実施に係る区域内にある土地についての事業参加資格者の三分の二以上の同意(その変更後の事業実施計画の概要がその変更により同号ロの事業の内容の一部に含まないこととなるときは、当該三分の

二以上の同意及びその同号ロの事業の実施に係る区域内にある土地についての事業参加資格者の三分の二以上の同意)

3 公団は、第一項の規定により事業実施計画の変更をしようとする場合において、その変更後の事業実施計画の概要がその変更により新たな区域を第十九条第一項第一号イの事業の実施に係る区域の一部とすることとなるときは、前項各号に定める同意のほか、その新たな区域内にある土地についての事業参加資格者の全員の同意を得なければならない。

4 前条第四項並びに土地改良法第五項第六項、第八項第六項、第九項、第十項第五項、第四十八項第四項及び第八十七項第十項の規定は第一項の場合について、前条第三項の規定は前項の場合について準用する。

(換地計画)

第二十三条 公団は、その行う第十九条第一項第一号イ又はロの事業につき、その事業の性質上必要があるときは、その事業の実施に係る区域につき、換地計画を定め、関係都道府県知事に協議するとともに、農林大臣の認可を受けなければならない。

2 土地改良法第五十二條第二項、第三項、第五項前段及び第六項から第八項まで、第五十二條の二から第五十二條の五まで、第五十三條(第一項第一号を除く)、第五十三條の二の二、第五十三條の三、第五十三條の四から第五十五條まで並びに第八十九條の三の規定は、前項の換地計画について準用する。

(交換分合計画)

第二十四条 公団は、第十九条第一項第二号の業務を行うときは、政令で定めるところにより、第二十条第一項の事業実施方針に基づいて交換分合計画を作成し、関係都道府県知事に協議するとともに、農林大臣の認可を受けなければならない。

2 土地改良法第八十九條の三、第九十九條第二項から第十三項まで、第一百一条から第一百七条ま

で、第八十八條第一項及び第二項、第九十九條から第一百一条まで、第三十七條並びに第四十二條(同法第三十七條に係る部分に限る。)の規定は、前項の交換分合計画について準用する。

(災害復旧事業実施計画)

第二十五条 公団は、土地改良施設について第十九条第一項第三号の業務を行うときは、政令で定めるところにより、第二十条第一項の事業実施方針に基づいて災害復旧事業実施計画を作成し、関係都道府県知事に協議するとともに、農林大臣の認可を受けなければならない。

2 公団は、前項前段の規定により災害復旧事業実施計画を作成しようとするときは、あらかじめ、農林省令で定めるところにより、当該災害復旧事業実施計画の概要その他必要な事項を公告して、当該災害復旧事業実施計画の概要に係る第十九条第一項第三号の業務の実施に係る区域内にある土地についての事業参加資格者の三分の二以上の同意を得なければならない。

3 第二十一条第四項の規定は第一項の場合について、土地改良法第八項第六項、第九項、第十條第五項及び第八十七條第十項の規定は第一項前段の場合について準用する。

(業務方法書)

第二十六条 公団は、第十九条第一項第四号又は第五号の業務の開始の際、業務方法書を作成し、農林大臣の認可を受けなければならない。

(費用負担)

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、農林省令で定める。

第二十七条 公団は、政令で定めるところにより、第十九条第一項第一号イ及びロの事業、同項第二号の業務並びに同項第三号の業務(土地改良施設に係るものに限る。以下同じ。)に要する費用の一部を当該事業又は業務の実施に係る区域をその区域の全部又は一部とする都道府県

に負担させることができる。

2 前項の都道府県は、政令で定めるところにより、条例で、同項の事業又は業務の実施に係る区域内にある土地についての事業参加資格者その他農林省令で定める者で、当該事業又は業務によつて利益を受けるものから、その者の受ける利益を限度として、同項の規定による負担金の全部又は一部を徴収することができる。

3 第一項の都道府県は、同項の事業又は業務の実施に係る区域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする市町村が、当該市町村の議会の議決を経て同項の規定による負担金の全部又は一部を負担することについて同意をした場合には、前項の規定によらず、政令で定めるところにより、第一項の規定による負担金の全部又は一部を当該市町村に負担させることができる。

4 前項の市町村は、政令で定めるところにより、条例で、第一項の事業又は業務の実施に係る区域内にある土地についての事業参加資格者その他農林省令で定める者で、当該事業又は業務によつて利益を受けるものから、その者の受ける利益を限度として、前項の規定による負担金の全部又は一部を徴収することができる。

(特別徴収金)

第二十八条 公団、都道府県又は市町村は、公団にあつては政令で定めるところにより、都道府県及び市町村にあつては政令で定めるところにより、条例で、第十九条第一項第一号イ又はロの事業の実施に係る区域内にある土地についての事業参加資格者が、公団が農林省令で定めるところにより当該事業が完了した旨の公告をした日以後八年を経過する日までの間に、当該土地を当該事業に係る事業実施計画において予定した用途以外の用途(政令で定める用途を除く。以下「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転若しくは地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をした場合は当該土地を自ら目的外用途

に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)には、その者から特別徴収金を徴収することができる。

2 土地改良法第八十九條の三の規定は公団が徴収する前項の特別徴収金の徴収について、同法第九十條の二第三項の規定は前項の特別徴収金の額について準用する。

(徴収金の徴収方法)

第二十九条 都道府県又は市町村が徴収する第二十七條第二項若しくは第四項又は前条第一項の規定による徴収金は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一條の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

(土地改良法の準用等)

第三十条 土地改良法第一百二十二條、第一百二十三條、第一百二十四條第一項、第一百二十五條、第一百二十八條(第二項を除く)、第二百一十一條から第二百二十三條まで、第二百三十八條(第一号に係る部分に限る。及び第二百四十二條(同法第三百三十八條第一号に係る部分に限る。))の規定は公団が行う第十九條第一項第一号イ及びロの事業、同項第二号の業務並びに同項第三号の業務について、同法第五十八條から第六十二條まで、第六十三條第二項及び第三項、第六十四條、第六十五條、第六十三條の二第二項及び第二項、第六十九條、第七十條、第七十三條(第二号に係る部分に限る。)、第七十九條並びに第二百四十二條(同法第三百三十八條第二号に係る部分に限る。))の規定は公団が行う第十九條第一項第一号イ及びロの事業並びに同項第三号の業務について、同法第六十三條第一項、第六十六條、第六十七條、第二百二十三條の二及び第二百三十一條の規定は公団が行う第十九條第一項第一号イ及びロの事業について準用する。

2 第二十一条第六項、第二十二條第四項、第二

十三條第二項、第二十四條第二項、第二十五條第三項、第二十八條第二項及び前項における土地改良法の準用について必要な技術的調整は、政令で定める。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第三十一條 公団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画等の認可)

第三十二條 公団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、農林大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第三十三條 公団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に農林大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 公団は、前項の規定により財務諸表を農林大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書と添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を付けなければならない。

3 公団は、第一項の規定による農林大臣の承認を受けた財務諸表を各事務所に備えて置かなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十四條 公団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整備しなければならない。

2 公団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金及び農用地開発債券)

第三十五條 公団は、農林大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は農用地開発債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、農林大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の債権者は、公団の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 公団は、農林大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条から第三百一十一条までの規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(債務保証)

第三十六條 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三條の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公団の長期借入金又は債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二條の規定に基づき政府が保証契約をすることができ、債務を除く。）について保証することができる。

(借入金及び農用地開発債券)

第三十七條 公団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、農林大臣の認可を受けなければならない。

(余剰金の運用)

第三十八條 公団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余剰金を運用してはならない。

一 国債その他農林大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行、農林中央金庫その他農林大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第三十九條 公団は、農林省令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。ただし、第十九條第一項第四号の規定による譲渡し又は同項第五号の規定による売渡しを行おうとするときは、この限りでない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第四十條 公団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、農林大臣の承認を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(農林省令への委任)

第四十一條 この法律及びこれに基づく命令に規定するもののほか、公団の財務及び会計に関し必要な事項は、農林省令で定める。

第五章 監督

(監督)

第四十二條 公団は、農林大臣が監督する。

2 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第四十三條 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対してその業務及び資産の状況に関し報告をさせ、又は

その職員に、公団の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(解散)

第四十四條 公団の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第四十五條 農林大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第十九條第二項、第二十六條第一項、第三十二條、第三十五條第一項、第二項ただし書若しくは第六項、第三十七條又は第三十九條の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十六條第二項、第三十九條又は第四十條の規定により農林省令を定めようとするとき。

三 第三十三條第一項又は第四十條の規定による承認をしようとするとき。

四 第三十八條第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

(他の法令の準用)

第四十六條 不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、公団を國の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第七章 罰則

第四十七條 第四十三條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした公団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第四十八條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした公団の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定（第二十三條第二項において準用する土地改良法第五十三條の四第一項の規定を含む）により農林大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五條第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第十九條及び附則第十一條に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十八條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第四十二條第二項の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

第四十九條 第六條の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十六條から第二十七條までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（公団の設立）

第二條 農林大臣は、公団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、公団の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三條 農林大臣は、設立委員を命じて、公団の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、公団の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みの請求をしなければならない。

3 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。

ならない。

第四條 附則第二條第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五條 公団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（農地開発機械公団の解散等）

第六條 農地開発機械公団は、公団の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において公団が承継する。

2 農地開発機械公団の昭和四十九年四月一日に始まる事業年度は、農地開発機械公団の解散の日の前日に終わるものとする。

3 農地開発機械公団の昭和四十九年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して三月を経過する日とする。

4 第一項の規定により公団が農地開発機械公団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における農地開発機械公団に対する政府の出資金に相当する金額は、公団の設立に際し政府から公団に出資されたものとする。

5 第一項の規定により農地開発機械公団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（非課税）
第七條 前条第一項の規定により公団が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車取得税若しくは特別土地保有税又は自動車取得税を課することとできない。

2 前条第一項の規定により公団が権利を承継する場合における当該承継に係る土地で農地開発機械公団が昭和四十四年一月一日前に取得したものに対しては、特別土地保有税を課すること

ができない。

（農地開発機械公団の解散に伴う経過措置）

第八條 農地開発機械公団の解散の際現にその役員又は職員として在職する者であつて、国家公務員共済組合法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第五十二号）附則第十條第二項の復帰希望職員であるものが、引き続き公団の役員又は職員となつた場合には、その者を当該復帰希望職員とみなして同条第二項から第四項までの規定を適用する。この場合において、同条第二項中「公団等職員として」とあるのは「農地開発機械公団又は農用地開発公団の役員又は職員として」と、「公団等職員であつた期間」とあるのは「農地開発機械公団又は農用地開発機械公団の役員又は職員であつた期間」とする。

2 農地開発機械公団の解散の際現にその役員又は職員として在職する者であつて、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十一年法律第五十三号）第二百七條第二項の復帰希望職員であるものが、引き続き公団の役員又は職員となつた場合には、その者を当該復帰希望職員とみなして同条第二項から第四項までの規定を適用する。この場合において、同条第二項中「公団等職員として」とあるのは「農地開発機械公団又は農用地開発公団の役員又は職員として」と、「公団等職員である間」とあるのは「農地開発機械公団又は農用地開発機械公団の役員又は職員である間」と、「公団等職員であつた間」とあるのは「農地開発機械公団又は農用地開発機械公団の役員又は職員であつた間」とする。

第九條 農地開発機械公団の解散の際現にその職員として在職する者で引き続き公団の職員となつたものについては、公団が国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第七條の二第一項に規定する公庫等に該当する場合に限り、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十号）附則第九項中「在職した後」とあるのは「在職し、引き続き農用地開発公団において使用される者として在職した後」と、同法附則第十二項中「附則第九項に規定する者」とあるのは「農用地開発公団法（昭和四十九年法律第 号）附則第九條の規定により読み替へて適用される附則第九項に規定する者」と読み替へてこれらの規定を適用する。

（国営土地改良事業の承継等）
第十條 この法律の施行の際現に国が土地改良事業として行つてゐる事業のうち、第二十條第一項の事業実施方針で定められた公団の業務に相当する部分（以下「国営土地改良事業」という。）は、当該業務について次項の規定による公示があつた日の翌日から、公団がその業務として行うものとする。

2 農林大臣は、国営土地改良事業に係る公団の業務について第二十一條第一項の規定による事業実施計画の認可をしたときは、政令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

3 第一項の規定により公団が国営土地改良事業をその業務として行うこととなつた時に於いて当該国営土地改良事業に關し国が有する権利及び義務は、その時において公団が承継する。

4 第一項の規定により公団が国営土地改良事業をその業務として行うこととなる場合において、国が委託に基づき当該国営土地改良事業と密接な関連を有する工事（以下「関連工事」という。）を行つてゐるときは、公団が当該国営土地改良事業をその業務として行うこととなつた時において当該関連工事に関し国が有する権利及び義務は、その時において公団が承継する。ただし、国がその委託をしてゐる者の同意を得ることができなかつたときは、この限りでない。

5 前項の規定により公団が国の有する権利及び義務を承継する場合において、公団が当該関連工事に係る業務を行うについては、第十九條第二項の規定による認可を受けることを要しない。

6 第一項の規定により公団が国営土地改良事業をその業務として行うこととなつたときは、公団は、政令で定めるところにより、第二十七条第一項の規定による負担金の額のうち、当該国営土地改良事業を行うにつき国が要した費用の一部に相当する金額を国庫に納付しなければならぬ。

7 第一項の規定により公団が国営土地改良事業をその業務として行うこととなつた場合における第二十七条第一項の規定の適用については、同項中「費用」とあるのは、「費用（附則第十条第一項の規定により公団がその業務として行うこととなつた国営土地改良事業を行うにつき国が要した費用を含む。）とする。

（臨時の業務等）
第十一条 公団は、当分の間、第十九条の規定にかかわらず、旧農地開発機械公団法（昭和三十一年法律第四十二号）第十八条第一項から第三項までの業務（第十九条の業務を除く。）を行うことができる。この場合における第二十六条第一項の規定の適用については、同項中「第十九条第一項第四号及び第五号の業務」とあるのは、「附則第十二条に規定する業務」とする。

第十二条 公団の成立の日以後三年を限り、第八条に定めるもののほか、公団に、役員として、理事二人を置くことができる。この場合において、これらの理事の任期は、第十一条第一項本文の規定にかかわらず、その成立の日から起算して三年を経過する日までとする。

（名称の使用制限等に関する経過措置）
第十三条 この法律の施行の際現に農用地開発公団という名称を使用している者については、第六条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第十四条 公団の最初の事業年度は、第三十一条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和五十年三月三十一日に終わるものとする。

第十五条 公団の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第三十二条中「当

該事業年度の開始前に」とあるのは、「公団の成立後遅滞なく」とする。

（農地開発機械公団法の廃止）
第十六条 農地開発機械公団法は、廃止する。

（農地開発機械公団法の廃止に伴う経過措置）
第十七条 農地開発機械公団の役員又は職員として在職した者について、旧農地開発機械公団法第三十七条及び第三十八条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同条中「公団は」とあるのは、「農用地開発公団は」とする。

第十八条 附則第十六条の規定の施行前にした旧農地開発機械公団法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（公職選挙法の一部改正）
第十九条 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。
第百三十六條の二第二項第二号中「農地開発機械公団」を「農用地開発公団」に改める。
（土地収用法の一部改正）
第二十条 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三條第五号中「地方公共団体」の下に「農用地開発公団」を加える。
（農地法の一部改正）
第二十一条 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項第四号中「交換分合」の下に「又は農用地開発公団法（昭和四十九年法律第百十九号）第十九条第一項第二号の業務の実施」を加える。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）
第二十二條 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十一年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四條第二項中「農地開発機械公団」を「農用地開発公団」に改める。
（地方税法の一部改正）

第二十三條 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十五條第一項第一号、第二百九十六條第一項第一号及び第三百四十八條第二項第二号中「農地開発機械公団」を削り、第七十二條の四及び附則第十二條第八項中「農地開発機械公団」を「農用地開発公団」に改める。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）
第二十四條 前条の規定による改正前の地方税法第三百四十八條第二項第二号の規定は、農地開発機械公団が昭和四十九年一月一日までの間に就いて取得した同号に規定する固定資産税に對しては、なおその効力を有する。

（所得税法等の一部改正）
第二十五條 次に掲げる法律の規定中「農地開発機械公団」農地開発機械公団法（昭和三十一年法律第四十二号）を「農用地開発公団」農用地開発公団法（昭和四十九年法律第百十九号）に改める。

一 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）別表第一第一号の表
二 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一第一号の表
三 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）別表第二
四 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第二
（行政官庁設置法の一部改正）
第二十六條 行政官庁設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二條第十二号中「農地開発機械公団」を「農用地開発公団」に改める。
（農林省設置法の一部改正）

第二十七條 農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第六條第五項及び第六項を削る。
第九條第一項第二十九号中「農地開発機械公団」を「農用地開発公団」に改める。

理由

最近における農畜産物の需給の動向等にかんがみ、開発して農用地とすることの適当な未墾地等が相當の範圍にわたつて存在する地域において、近代的な農業經營の成立のための条件を備えた農畜産物の濃密生産団地を建設するため、農地開発機械公団を廃止して新たに農用地の開発、農業用施設の整備等の業務を総合的かつ計画的に行う農用地開発公団を設立することとし、その組織、業務、財務、会計等について所要の規定を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○倉石國務大臣 農用地開発公団法案につきまして、その提案理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

最近における農畜産物の需給の動向等にかんがみ、国民食料の安定的な供給の確保を基本とした諸施策の展開が重要な課題となっており、このため、国内で生産が可能な農畜産物について、極力その供給体制を整備していくことが急務となっております。

このような課題に対処するためには、未利用、低位利用の土地が広範圍にわたつて所在する地域において、畜産を基軸として、近代的な農業經營群による農畜産物の大規模かつ濃密な生産団地を拠点的に創設、育成することを内容とする農業開発を推進していくことが必要であると考へております。

このため、特に、農用地の造成のほか、関連する土地改良施設、畜舎その他の農業用施設の整備

等を総合的かつ計画的に行なう新しい事業実施方式を設けるとともに、これらの事業を一元的に実施する機関として農用地開発公団を設立することとした次第であります。

他方、昭和三十年発足以来、先進的な大型開発機械の活用を通じて農用地の開発に寄与してまいりました農地開発機械公団につきましては、最近の民間における機械の整備、技術の水準等を考慮いたしまして、この際これを解散せしめて、同公団に蓄積された技術及び経験を活用する見地から、新公団にその権利及び義務を引き継ぐことが適当と考えている次第であります。

以上が、この法律案の提案の理由であります。次に、その主要な内容につき御説明申し上げます。

第一に、公団の業務といたしましては、さきに申し述べました公団の目的を達成するため、農畜産物の濃密生産地を建設するのに必要な農用地等の造成、土地改良施設、畜舎その他の農業用施設の新設または改良を行なうほか、これらの事業とあわせて農業用施設の譲り渡し及び農機具、家畜等の売り渡し等の業務を行なうこととしたしております。

第二に、公団の業務の実施につきましては、都道府県から区域を特定して申し出があった場合に、農林大臣が事業実施方針を定め、これを公団に指示することとし、公団は、事業実施方針に基づいて事業実施計画を作成し、関係権利者の同意、農林大臣の認可等所要の手續を経て事業を行なうこととしたしております。

なお、農業用施設の譲り渡し及び農機具、家畜等の売り渡しにつきましては、業務方法書に基づいて実施することとしたしております。

第三に、公団事業のうち、農業生産基盤整備関係の事業に要する費用につきましては、公団は、国の助成部分を除いたものを都道府県に負担させることができることとし、都道府県は、直接または市町村を通じて、受益者からその負担金の全部または一部を徴収することができることとしたしております。

ております。

その他、公団の組織、財務、会計、監督等につき所要の規定を設けております。

なお、解散する農地開発機械公団との関係につきましては、新公団は、職員との雇用関係を含めて、一切の権利及び義務を承継し、また、当分の間農地開発機械公団の現行業務を行なうことができることとして、そのため必要な経過規定等を定めることとしたしております。

以上が、この法律案の提案理由及び主要な内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決いただきますようお願いいたします。

○仮谷委員長 以上で、趣旨の説明は終わりました。

引き続き、本案についての補足説明を聴取いたします。大山構造改善局長。

○大山政府委員 農用地開発公団法案につきましては、提案理由説明を補足して御説明申し上げます。

この法律案は、提案理由の説明にもありましたとおり、農用地開発公団を設置して、未利用、低位利用の土地が広範囲にわたって所在する地域において、農畜産物の大規模かつ濃密な生産地の建設に必要な農用地の開発、農業用施設の整備等の業務を総合的かつ計画的に行なうことにより、農畜産物の安定的供給と農業経営の合理化に資することを目的としているものであります。

以下、その内容を御説明申し上げます。

第一章は、この法律の目的、法人格、事務所、資本金等総則に関する規定であります。

このうち、公団の資本金は、二億円と、農地開発機械公団に対する政府の出資金に相当する額との合計額とし、その全額を政府出資といたしております。

第二章は、公団の役員及び職員に関する規定であります。

公団の役員の定数は、理事長一人、副理事長一人、理事四人以内及び監事二人以内といたしております。

第三章は、公団の業務の範囲、その実施方法等公団の業務に関する規定であります。

まず、公団の業務の範囲であります。近代的な農業経営の成立のための条件を備えた農用地と農業用施設等とを有する農畜産物の濃密生産地を建設するため、農用地等の造成を中核的な事業とし、これとあわせて農業用排水施設の整備等の農用地の改良の事業及び畜舎等の農業用施設の新設、改良の事業を行なうものとしております。

同時に、これらの事業とあわせて農畜産物の濃密生産地の建設に必要な交換分合、災害復旧事業、農業用施設の譲り渡し及び農機具、家畜等の売り渡しの業務を行なうこととしたしております。

なお、委託に基づき、農林大臣の認可を受けて、濃密生産地の建設のための農用地の造成等の工事と密接な関連を有する工事を行なうことができることとしたしております。

次に、公団の業務の実施手續について規定しております。

第一に、都道府県から区域を特定して農畜産物の濃密生産地建設のための事業を実施すべき旨の申し出があった場合において、農林大臣は、その申し出が一定の要件を備えているものと認めるときは、所要の手續を経て、事業実施方針を定め、これを公団に指示することとしたしております。

第二に、公団は、農畜産物の濃密生産地建設のための農用地の造成等の事業を行なうとするときは、事業実施方針に基づいて事業実施計画を作成し、事業参加資格者の同意を得る等の所要の手續を経た上、農林大臣の認可を受けることとしたしております。

第三に、換地処分、交換分合または災害復旧事業を行なうときは、公団は、換地計画、交換分合計画または災害復旧事業実施計画を作成し、所要の手續を経た上、農林大臣の認可を受けることとしたしております。

第四に、農業用施設の譲り渡しまたは農機具、家畜等の売り渡しを行なうときは、公団

は、業務方法書を作成し、農林大臣の認可を受けることとしたしております。

第五に、農用地または農業用施設用地の造成、土地改良施設の新設、改良等の事業に要する費用の負担につきましては、その一部を都道府県に負担させることができることとし、都道府県は、その負担金の全部または一部を、直接または市町村を通じて受益者から徴収することができることとしたしております。

第四章においては公団の財務及び会計に関する規定を、第五章においては公団に対する農林大臣の監督に関する規定をそれぞれ設けております。

第六章及び第七章は、雑則及び罰則に関する規定であります。

附則におきましては、公団の設立手續、農地開発機械公団の解散等について定めております。

まず、公団の設立について、農林大臣が設立委員を命じて公団の設立に関する事務を処理させること等所要の規定を設けております。

次に、農地開発機械公団は公団の成立のときにおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、そのときにおいて公団が承継することとしたとすると、公団は、当分の間、農地開発機械公団の業務を行なうことができることとしたしております。

このような措置に対応して、公団に、先に御説明いたしました役員のほか、三年間を限り、理事二人を置くことができることとしたしております。

なお、関係法律につき所要の改正を行なうこととしたしております。

以上をもちまして、本法律案についての補足説明を終わります。

○仮谷委員長 以上で、補足説明は終わりました。本案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。

次回は、明二十八日木曜日、午前十時理事会、午後五時四十二分散会